

ソビエト刑事学の一側面：ツネツォワ・現代ブル ジョア刑事学・1974年・モスクワ大学出版所（その 二）

井上，祐司
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1771>

出版情報：法政研究. 45 (3/4), pp.213-251, 1979-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ソビエト刑事学の一側面

——クツネツォワ・現代ブルジョア刑事学・

一九七四年・モスクワ大学出版所（その二）——

井上祐司

まえがき

第一章 ブルジョア刑事学の対象・方法・歴史

第二章 犯罪現象についての理論（以上四五卷二号）

第三章 犯罪原因論

第一節 一般的特徴

第二節 犯罪原因についての社会学的理論

第三節 犯罪原因についての生物学的理論

(一) 危険な性格の理論

(二) 犯罪原因についてのフロイドの理論

(三) 精神病学的原因理論

(四) 遺伝の理論

(五) 体格による気質の理論

(六) 人種理論（以上本号）

第三章 犯罪原因論⁽¹⁾

(35)

第一節 一般的特徴

現代のブルジョア犯罪原因論の基本的な欠陥は次の点にある。(1)犯罪原因の概念構成の方法論的基礎をなしているのが実証主義・「平均水準」哲学であること、そのため犯罪原因を研究するのに、ただ個人的行動の水準においてのみとりあげ（臨床刑事学において）、とくに、真に科学的な一般化まで、つまり、階級的・経済的、およびイデオロギー的な、ブルジョア社会の矛盾にまで、理解しようとしなないこと。(2)最近では真の犯罪原因の、したがってまた原因のメカニズムじたいの、解明の可能性に関してペシミズムが現われていること。(3)ブルジョア文献では、犯罪現象の解明において単一のものとしての犯罪原因の概念構成をやめることが強調されている。原因⇨結果関連の概念を、何か他の概念、例えば、機能的依存性・統計的相関関係によってとって代えるべきことが提案されている。(4)以前はそんなことは決してなかったのであるが、原因についてのブルジョアの概念構成にとって特徴となっているのは、犯罪原因についての見方の多様性（二元主義）である。(5)欧州とラテンアメリカの刑事学の体系においては、犯罪原因についての学説において生物精神病学の傾向が強く、とくに「危険な性格」の概念構成が強力である。(6)最近指導的なものとなってきたのは、二十世紀における主要な犯罪原因としての科学⇨技術革新の理論がある。

ブルジョア刑事学における犯罪原因の現代的理論の積極的な

側面というのは、こうである。(a)犯罪現象の生物精神病的原
 因に対する、より進歩的な社会学派刑事学者の側からの、鋭
 い、よりしばしば甚だ信憑性のある批判。(b)犯罪原因としての
 資本主義の矛盾のより現実主義的な評価。これは、資本主義の
 危機の尖鋭化という客観的現実性の影響と、同様に、マルクス
 主義的な社会学や法学のイデオロギーの影響のもとに生れたも
 のである。また、現代の社会の犯罪現象の病源学における貧困
 と富のより正しい解釈。

ブルジョア刑事学者たちは、その大部分が、意識的に又は誤
 解によって、実証主義哲学に基礎をおき、あれこれの個別的な
 犯罪現象の解明にとって現実的な意味のある犯罪原因の徹底的
 な分析を進めてゆこうとしない。彼らは、犯罪の根源的な社会
 的原因を明らかにしようとはしない。例えば、ロンドンで公刊
 された「白書」の著者たちは、序文の中ではっきりと指摘して
 いる。「この報告書は、根源的な原因を解明することを課題と
 はしていない。そのようなものは、たとえ完全に認識されたと
 しても、おしなべて、政府によって採用されうる手段の範囲外
 にあるものであるから。」⁽²⁾

犯罪原因の追及の論理がブルジョア学者を資本主義体制の矛
 盾の理解にまで導くごく稀な場合においても、彼は、唯一の結
 論、そしてそれこそがブルジョア刑事学者とマルクス主義者と
 を区別するところのものであるが、搾取体制の社会主義による
 変革という命題だけは、口にしようとしなない。資本主義体制の

(36)

批判は、ブルジョア刑事学者の口からは、この場合、せいぜい
 「少数異端」にとどまるのであって、資本主義の基本的教理ま
 では拒否しないで、結局のところ以前から知られている自由な
 改良主義の姿をとるのである。

六〇年代になってからは、きわめてはっきりしたニヒリズム
 とペシミズムが犯罪原因の評価の上に強調されるようになって
 きた。これは、ブルジョア刑事学がそのもっとも中心的な問題の
 解決に際して二世紀間の緻密な研究の結果ぶつかったところの
 袋小路の結末を示すものである。

第三回国際刑事学會議は犯罪原因の概念の問題を特にとりあ
 げることになった。一連の刑事学者たちによって犯罪原因の弁
 証法的理解に近い見解が示されたものである。とくに、ヘンテ
 イヒ氏は、原因と条件とを区別する必要性を強調した。それに
 ピナテル氏が賛成した。未成年者の犯罪予防に関する国連の第
 二回国際會議においても、同様に、「原因と要因と条件」、「要
 因と指標」との区別が語られた。原因とは、一連の刑事学者に
 よって正当にも「結果を生み出す要因」としての「動因を与え
 る力」として理解されている。そして、原因とは、主観的・心
 理的要因である。条件とは、犯罪を助成し準備させる要因であ
 り、これは客観的な情況が本体をなす、と。

しかし、この問題のとりあげ方の現状として特徴的なこと
 は、犯罪原因の解明の可能性についての不信、刑事学における
 主要な問題領域としての原因論の排除ということである。例え

ば、イルビン・ゼイチュエル氏は、一九六五年の社会問題学会への会長としてのメッセージの中でこう語っている。社会学は、「誤った行動主義的な前提である刺激—応答という考え方にまごつかせられて、無数の要因の探究に、不妊の「原因」の探究に、自らの研究のエネルギーをつぎこんできた。このような概念構成は、逸脱行為の病源学の問題構成と同様、人々がこのようにではなく正にあのように行為するのは、悪魔の影響の下に振舞っているからだとか、その血すじの関係で欠陥があるからだとかいった、ずっと昔の諸命題と比べて、より生産的であるとはいえない。これらのより古い命題の方が結局のところ利点があるときえいえる。それは、思弁的なエネルギーの追及の出費も必要としなかったし、実験のための時間も必要としなかったのだから。……われわれは、原因Ⅱ結果という単純な相互関係についてのわれわれの無益な研究の袋小路に別れをつけ、要因・特徴・性格づけを見出すような道をあゆもうではないか。」⁽³⁾ 犯罪予防と犯罪者処遇の国連の第四回会議（京都、一九七〇年夏）の資料の中に——それは国連事務局によって用意され、またアメリカの刑事学者たちの概念構成を反映したものだ——、このべられていた。多年の間、広い、かつ緻密な研究が多くの国で行われてきたにもかかわらず、犯罪の基礎にある基本的な要因は、明確な、積極的な規定性をもったものとしては未だ示されてはいない。犯罪と関連をもつすべての周知の諸要因——家庭の葛藤や知的不完全から人口過剰・犯罪的心理学・子

供の荒廃と貧困に至るまで——にもかかわらず、このような条件の中で生活し、しかも犯罪をおかさない若者たちが、これを犯すものよりも決して少なくはないという実例を示すことができる。個々の部分は明確であるけれども、その範囲、犯罪との相互関係や影響はしばしば不明確なのである。

因果関連に代って、他の依存関係、例えば機能的・統計的な相関関係が提示される。現代社会学と刑事学は、「なぜ？」という問題をたてない。それらにとって決定的な問題は「どのようか？」ということである。因果法則・発生論的法則に代って、同伴法則が採用されている。⁽⁴⁾

(38) この際、多くのブルジョア研究者は因果性と相関関係の区別を明瞭に理解している。著名なアメリカの刑事学者シェルドン・グリュック氏は第三回国際刑事学会議で指摘した。「相関関係は……たとえ因果性の連鎖における具体的ななくされた環を追及する可能性が与えられていない場合でも、機能的関連の高度の蓋然性を示すことだけはできる」⁽⁵⁾、と。

ピチリム・ソローキン氏も同様に、因果的方法に代用されるものとしての統計的相関関係の方法を批判している。彼は、このような代用が何を導くかを示している。例えば、市民の知的な後れとその犯罪との間の関連を一六万三千人の人の研究によって確立するという具合に。相関関係の係数は特に矛盾的である。それは、マイナス五〇からプラス七〇の間を振動する。いろいろの追及の結果、犯罪と文盲との間、未成年者犯罪と学業

の進歩の程度との間、知的発展と道徳的資質との間の相関関係についても、同様のぶれが現れている。⁽⁶⁾

また、このような理解にもかかわらず、一群のブルジョア刑事学者たちは、因果性の概念を相関関係の概念によってとって代えることを提案している。例えば、マンハイム氏は書いている。「一般に犯罪原因の探索から離れる時が来た。それに代って原因の多様な考え方の理論が現れる。それは、折衷的で多くの学者にとっては無意味で、何か主張するところの少ない定式であるが、実践的にはより役にたつ定式である。それは統計的相関関係である」⁽⁷⁾。

クインニイ氏はもっとはっきりと述べている。「第一のこと。因果的説明は、刑事学者の統一的な目的でなければならぬことではなくてきた。任意の科学の目的となっているのは、因果性の理論の形成とその一貫性の検証ではなくて、観察される現象の一貫性の構成である。「なぜ？」という問に対する普遍的な答という形で説明は、因果的説明をもたない別の形式でもって与えられることができる。社会的な人間の行動についての科学は、因果性についての記述なしに存在することができ」⁽⁸⁾。

第二の結論。因果性が、現実の本質を必ずしも形成している訳ではない。それは観察者の方法論上の体系をなしている。「原因は必ず結果と関連しているが、それは、われわれの理論体系がそれらをそのように関連させるからそのようなものとし

て立ち現れているのであって、世界が宇宙的に糊ではり合わされているからそうなのではない」⁽⁸⁾。——クインニイ、ハンソーン両氏はこう書いている。

(39)

主観的・観念論的な認識方法論と因果性じたいの客観性の拒否とに完全に基礎づけられた引用された命題の中に、因果性を単に時間的な出来事の一貫性でもって置き替える操作が提案されている。すでに古代の哲学者によって「*post hoc, non propter hoc*」(その後ということはその結果ということではない)ということが公理として示されているのである。

犯罪現象の原因構成の多様性というのは次の点にある。もっともゆきわたっている犯罪原因論である社会学的立場と生物精神学的立場の二つだけでも、既に十いくつかを数えることができるということに。因果性の問題の記述は、因果性についての無数の学説や見解の冗長な批判でもって始まり、その後で、著者の固有の概念構成が与えられることになるが、それでも、既にこれまでに知られた主要な理論の深くもないモディファイにすぎないのがしばしばである。例えば、マンハイム氏はこの点についてこう書いている。「最近の一〇年間に余りにも多くの社会刑事学理論が姿をみせたが、そのそれぞれが自らのオリジナル性を要求し、他の理論との類似性に注意をむけるよりも自分の先駆性によって他から区別される点のみを強調することになっている。それと同時に、事実上の差異が、余りにも僅の意義しかないものについて示されることがしばしばであって、

その差異は、しばしば新しい理論に先行しているところの、広範な情報を正當に説明するのに役立つてはいない」⁽⁹⁾。

ブルジョア刑事学における犯罪原因についての多様な概念構成は、すべてこれを二つの基本的なもの、社会学的なものと生物社会学的なものに分類することができる。第一のものは、アメリカとイギリスの刑事学にとって特徴的なものであり、第二のものは、ヨーロッパとラテン・アメリカの刑事学にとって特徴的なものである。アメリカ合衆国のなかでもっとも広くゆきわたっているのが、社会学的な犯罪原因論である。このようになつてゐる理由を、ブルジョア刑事学者が書いてゐるように、アメリカ社会の可動性（*мобильности*）ないし自由の伝統に求めるわけにはいかない。事の真相は、この国における資本主義の急激な発展が、社会Ⅱ階級的・社会Ⅱ経済的矛盾を、すべて、一度にかつ異常に急速に、尖鋭化させたことにある⁽¹⁰⁾。社会学的理論が発展している間に、ヨーロッパの教義である人類学派は、すでに十分に自らの信用を失つた。アメリカ合衆国の刑事学がその当初から生物学・精神病学・心理学の分野としてではなく、社会学の分野として考察されたという事実は、そこにおいて生物学的な概念構成が鋭い批判を伝統的にうけるという利点を伴つたのである。

犯罪予防に関する国連の委員会の国際シンポジウムで、そこでは、アメリカ刑事学者が最上位にあるが、犯罪原因と犯罪⁽⁴⁰⁾予防手段について社会学的側面に通常力点がおかれてゐる。一

九三八年から参集の始まつた国際刑事学会議では別の状態がみられた（一九七〇年マドリッドで行われた第六回会議から刑事学会議にソビエトの学者が参加した）。この会議では、第六回大会までは刑事学の生物社会学的立場が顕著な地位を占めていたが、刑事学第六回国際会議からは、犯罪とその原因を生物学的要因で説明しようとする人は殆どいなくなつた⁽¹¹⁾。

社会学派の代表者たちの側からの生物心理学者の犯罪原因論に対する鋭い批判にもかかわらず、生物心理学者の立場は、特に、遺伝の問題や犯罪予測やプロベクションの意義の増大と関連して、かなり強力であり、その危険性を過小評価してはならない。事がらは、單純に、それとこれとの流派の数の上での關係にあるのではない。生物学的な概念構成が、立法や警察の活動や裁判所・検察庁・矯正労働施設の活動に実現される實際の効果は大きいのであつて、この流派の中のどれ一つとして、ソビエト刑事学の批判の外に残して置いてよいものはない。生物精神病学者の人間憎悪思想の、ファシズムの、裁判所と行刑活動への具象化は、人類にとって余りにも高いものについた。また、最近ブラジルでは、サン・パウロ市でシルビオ・テッペ氏によつて指導されている刑事学的な生物類型学（*биологический*）研究所が活動している。そこでは、犯罪者は、人類学的・神経症的・精神分析的・精神病学的な研究の下に服することになる。

ベルギーでは、ロンブローゾの支持者がすでに一九一九年に

刑事人類学実験室を組織した。

ドイツ連邦共和国では、一九二七年以来「犯罪生物学協会」が活動しており、それは国家の刑事学上の研究機関の中枢をなしており、オーストリー、スイス、ベルギーにまで影響力を及ぼしている。この協会の機関誌は (*Monatschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform*) である。

イタリーでは、伝統的に生物学的理論の勢力がつよく、臨床刑事学研究所がある。

第二節 社会学的な犯罪原因論

社会学派の犯罪原因論の基本的なものだけをこれから取りあげるが、その中で指導的なものは、二〇世紀における犯罪現象の複合的原因として、科学技術革新をとく理論 (*теория научно-технической революции*) である。

ソビエトの刊行物では、科学技術革新の社会問題の評価についてブルジョア学者の間に二つの両極の立場のあることが指摘されている。一方では、資本主義の永久性と科学技術革新によって社会革命にとって代えようとする試みが行われている。

「国立訓練実験所 (*National Training Laboratories*)」これは、ブルジョアジーのこれら学問的年代の新しい神様である。

他方では、悲観論が発達した。それは、科学技術革新のなかに、文明を自ら死においやるところの何か悪魔的な力をみようとするのである。この際、科学技術革新が資本主義体制でも社会主義体制でもその社会的結末において何の差もないと理解さ

れている。このような理論は、資本主義の擁護論と全く同じ位に有害なものである。

犯罪原因としての科学技術革新の刑事学理論は、この第二の流派に属する。

この理論の本質は次の点にある。科学技術革新は、不可避的に重要な社会的変動、例えば、工業化・自動車化・移民をひきおこす。これらのものは、家族関係・宗教・文化の伝統的な諸形式をおかし、その結果人間の疎外と非個性化をもたらし、人間の個性を抑圧する。このような条件の下で、犯罪は「期待の崩壊」——フラストレーションの現れとして（暴力犯罪として）出現するか、或は、もとでを手に入れたり、権力をもった人間への関与の唯一の手段として（財産犯として）出現する。

例えば、第四回国連犯罪予防会議の資料の中に次のように言われている。「都市への人口の集中、人々がお互いに非常に接近して生活し労働することを強制される度合につれて、生活空間がますますせまくなり、一般的無関心がそれだけ増大すること、これらのことが攻撃性を増大させる主張を伴って、今日の神経乱調と無方向性とを生み出している。これが多くの者を不調和や不法な代償行為に、より手っとり早い財の獲得に、多くのものを放らつとエゴイズムの現れに、かくして、犯罪の増大にみちびかないとしたら、それの方が不思議なくらいである」⁽¹²⁾。

さらに、会議資料には、犯罪原因として都市化（都市の増

大）が詳細に考察されている。住民の増大・移住・社会的技術的な変化も。これらの諸要因は、財産犯と暴力犯の増大に大きな影響を及ぼしている。例えば、酔払ったままの機械の操作や自動車の窃盗と転売は、交際と交通の体系の発展の二次的結果である。

それと同時に、大会の資料には、上にのべられた説明とは明らかに矛盾するのであるが、むしろより正当にも、少年や青年の犯罪の原因の一つとして失業があげられている。

同じような思想が多くの現代刑事学者の労作の中に展開されている。特に、フランスの刑事学者スタンシュー氏の「パリにおける犯罪」という大著の中では、一一の犯罪要因のなかに、技術の諸規範による人間の法の非人間化・住民の密度・工業化・アルコール消費量の増大・住民の異常な大量化があげられている。⁽¹³⁾

犯罪原因として科学技術革新・工業化・都市化・人口移動を考えようとする理論の根本的な方法的欠陥は、科学技術革新の超階級的・超歴史的性格づけにある。⁽¹⁴⁾資本主義社会においては、そして、またそこにおいてのみ、本来的には進歩的であるところの現象や過程が犯罪を条件づけるところの失業・人口移動・都市建設による操縦性喪失等々として現れる。社会主義社会においては、科学技術革新は、住民の教養の増大・無資格労働の減少・勤労者の物質的福祉の増大・国民的富のたえざる増大を伴うことによって、犯罪根絶の決定的手段となっている。

ソ連共産党第二四回大会は、科学技術革新の成果を社会主義の優越性と統合するという課題をたてた。この優越性は断乎として資本主義体制には存在していない。まさに、そこに、問題の本質がある。

次の、現代ブルジョア刑事学の中でより権威のある犯罪原因論は、サザーランド氏の分化的接触（差別のある関連）の理論（Учение Э. Сатерленда о дифференциальной ассоциации）である。この理論の基本的内容は次のことに帰する（この点については、ソビエト刑事学においてもすでに多くのことが説明されている）。つまり、人は犯罪者として生まれてくるのではなくて、小さな小グループ、つまり家庭・街・職場等々

（43）の中で、個人の多様な接触の中で犯罪者となることを学習するものである、と。もし、この接触の中で、よりしばしば、より継続的に、反社会的見解や反社会的行動様式と出くわすと、人は、犯罪的思考様式や態度を身につけるのである。反対に、この接触で合法的な社会心理や行動モデルと出くわすと、人は、⁽¹⁵⁾遵法市民となる。

サザーランド氏の分化的接触の理論は、ブルジョア社会学において特別に高く評価されている。それは自然科学におけるダーウインの発見と対比され、これを唱えた学者はノーベル賞の第一候補と考えられている。しかし、この理論にも反対者は少なくない。サザーランド氏の弟子であり、後継者であるドナルド・クレツシー教授は、分化的接触の理論を發展させ、より完

全な理論にするよう努めてきたが、師の死後二〇年たった時、この理論の十いくつかの欠陥を明らかにした。⁽¹⁶⁾クレッシー氏の批判の多くは、根拠のあるものであって、その批判については、多くの分化的接触の理論の擁護者たちがこれを反批判することに成功していないものである。

サザーランド氏の理論は、犯罪の起源を説明していない（バーンズとテールズ）、つまり、換言すると、それは超歴史的である。なぜなら、犯罪が人間の社会に古くから存在していると考えているから。それは、人間の意思自由を無視している（コルドウェル）。この指摘には、次のことが補足されねばならない。分化的接触の理論は、人格の倫理的形成の過程を行動主義の立場（刺激—反動）から解釈するものであることが。

サザーランド氏の理論は、統計その他の経験的資料によって検証されていない（セルドン・エリノワール・グリュック）。ソビエトの刑事学者によって指摘されている分化的接触の理論のもっとも主要な欠陥は、この理論が「平均的水準」の哲学に照応して、ミクロ層からマクロ層へと高まってゆかないこと、つまり、全体としてのブルジョア社会の矛盾にまで。実際は、それがミクロの層の社会的諸条件を決定しているのに。サザーランド氏の理論は、犯罪の生物精神病学的要因の拒否と批判にあるし、人格の倫理的形成を直接的に条件づけているところのいろいろの小グループの内部における相互作用の過程を分析する点にある。

社会解体の理論（Теория социально-дезорганизации）は、分化的接触の理論と異なり、ミクログループからもっと重要な社会制度へ——ブルジョア社会の社会心理学的・社会的・文化的・社会経済的・政治的矛盾にさえのぼろうと試みる。

⁽⁴⁴⁾ この理論の基本的内容となっているのは、ブルジョア大法律家・社会学者である、エミール・デュルケム氏の立場である。彼は自分の著書、とくに自殺についての著書で、犯罪ないし反道徳的行動の原因としての「アノミー」という構念を展開した。⁽¹⁷⁾

「アノミー」を逐語的に翻訳すれば、それは「常軌でないこと」である。デュルケム氏は、どの人間社会もそのノーマルな生活は規範、とくに法規範によって規制された「社会的凝固性」のもとで可能であるということから出発した。人々の間にこの社会的凝固性が存在しなくなると、アノミーの状態になる。デュルケム氏は、アノミーを社会解体の現れとして考案した。そしてこれを法違反の原因と考えたのである。彼は、アノミーと社会解体を彼が現に生活しているブルジョア体制の特徴的なノーマルな現象と考えた。この体制の下では、「事實上、産業は、高い目的を達成するための手段として奉仕するのではなくて、それじたい、個人や社会の窮極的な志向の中心となった。このため、個人の欲求は無限に増大していつて、何かある抑制的な権威の影響の外に出ることになる。物質的富というこの神が、すべての人間の法として輝き、定立されたのであ

る」。

社会心理的・道徳Ⅱ文化的解体というデューケーム氏の理論を
発展させたのが、有名なアメリカの社会学者、ロバート・マー
トン氏である。彼の理論では、アノミーの状況は、全体として
の社会を特徴づけるものであって、そこでは規範的な基準が弱
まっており、個々の人間が社会的に解体されている社会であ
る。マートン氏の理論の主要なテーゼはこうである。「規範か
らの逸脱行動は、一定の文化的志向と社会的に組織されたその
志向の満足手段との間の不調和の徴憑として評価することがで
きる⁽¹⁸⁾」、というにある。個々の人間ないしいろんな社会団体の
目的の合法性とその達成手段との照応の程度が、順法行動ない
し犯罪行動の基準として考察される。この照応の仕具合を、マ
ートン氏は、五段階の行動変化として考察する。第一種の行動
は、その達成のための肯定的手段として特徴づけられる。これ
が規範に照応した遵法市民の行動である。

目的は肯定的でも、その達成手段に粹のあることを無視する
と、逸脱行動の類型となる。例えば、物質的富を利欲的犯罪の
遂行によって達成する。

否定的ないし中立的目的を、その達成の肯定的手段によって
追及するときは、「宗教儀式的」類型の行動となる（宗教活動、
官僚主義等々）。

目的も手段も否定的なときは、生活からの脱退へと導く（ア
ルコール耽溺・麻薬常用）。最後に、目的も手段も既存のもの

から逸脱したものでありながら、新しい目的・新しい手段に同
時に転化するものが、「一揆」・「革命的大変動」である。

社会的大変革が、ファシスト的なものであれ民主的革命であ
れ、階級的内容ぬきに著者によって考察されているという事実
が、マルクス主義刑事学者によってマートン氏のイデオロギー
的立場を示すものとして注意されている。そして、この立場
は、マートン氏がアメリカ社会の次のような矛盾を批判してい
るとしても、決して過小評価してはならない。つまり、そこ
は、物質的成功の目的・自由・デモクラシーは、大多数の住民
にとつては、それを実際に達成する適法な手段が手に入れえな
いために、幻想に終わっているというのである⁽¹⁹⁾。

犯罪原因として社会解体の理論の叙述のより現代的な変容
は、アメリカのタフト大学の刑事学の教授であるエドウィン・
シュニア氏の「わが犯罪社会（アメリカにおける犯罪の社会的
・法的原因）⁽²⁰⁾」であろう。それは、ソビエトの文献で肯定的評
価をうけている⁽²¹⁾。アメリカの犯罪現象とそれを説明する理論を
考察しながら、著者は、マートン氏よりもより深い結論をひき
出している。マートン氏は、社会Ⅱ文化的矛盾に支点を求めて
いる。シュニア氏は、刑事立法・司法・警察・对外政策におけ
る同様の矛盾と社会的不平等について書いている。彼は、アメ
リカが次の理由で犯罪的社会であると書いている。つまり、ア
メリカは貧困が富と共存している不平等な社会であるという理
由で。アメリカでは、「貧困との闘い」が宣言されているの

に、貧困の減少には殆ど助けとなっていない。ワシントンにおけるゼロメートル地帯の貧困者、ギャラップ研究所の質問の資料（五八%の被質問者がこのプログラムについて黙殺する態度をとった）、これがそのことを証明している。アメリカ合衆国における組織的な黒人暴動もまたこのことを物語っている。⁽⁴⁶⁾

シュニア氏は同時に、「貧困が犯罪の原因である」という立場の反対者でもある。彼は書いている。すべての貧困者が犯罪人でないのは、すべての犯罪が無産階級の出身者によって実行されていないのと同様、あまりにも当然のことである、と。そればかりではない。彼は書いている。「われわれの犯罪的状況のより重要な側面の大部分が、わが社会の社会的・経済的不平等と密接に関係している」、と。

犯罪原因としての社会解体の理論は、同様に、ジョンソン大統領時代に司法大臣の職にあったクラーク氏の労作にも反映している。⁽²²⁾自由主義的なインテリゲンチヤ出身の諸大統領すら、この書物の出版を「革命的出来事」とよんだ。クラーク氏は、犯罪の原因として、スラム・人種主義・無学・暴力・買収といった非人間的影響をあげている。アメリカの社会における貧困・失業・食料不足・環境の汚穢・アルコール耽溺・麻薬常習・貧欲・恐怖・憎悪・絶望・不正義をあげている。彼の見解によれば、犯罪は全体としての体制の特徴を反映しているという。⁽²³⁾社会解体論と同種の理論が、セリン氏の「文化葛藤」理論⁽²⁴⁾であり、タフト氏の「犯罪文化論」である。セリン氏はいふ。異

った社会集団、例えば、アメリカ合衆国の原住インディアンと征服者、もともとの住民と移民、宗教や年令の異なった集団の間、これらの間の文化は、不可避免的に衝突する。この衝突が犯罪の原因となる。

この「文化葛藤」の理論の一面性は、ブルジョア的批判者にとってさえ明らかである。文化の面でのみ犯罪の原因を求めてはならない。文化的矛盾それじたいは、より深い社会経済的矛盾によって条件づけられているものである。

⁽⁴⁷⁾ ピナテル氏が、その教科書の中で、アメリカとソビエトの刑事学の犯罪現象の概念構成をとりあげてこう書いていることを指摘せねばならない。「社会学的なアメリカの刑事学は、ソビエトの刑事学と本質的な区別はない。ただ、アメリカの刑事学は文化的なもののために、経済的要因の重要性を軽視している」と。⁽²⁵⁾

この引用についてただ一つのことだけは賛成できる。アメリカの刑事学が犯罪原因の体系の中で社会文化的要因の意義を誇張しているという指摘である。犯罪原因についてアメリカとソビエトの刑事学に接近があるという点は、これは深い誤謬であって、ピナテル氏の無学の所為か、或は、彼が「融合」（資本主義と社会主義の接近）という観念をイデオロギーとしてもっていることの結果の何れかである。クインニイ、シュニア、クラーク氏らといった社会解体論の中よりましな理論においてすら、本質的欠陥があり、それが社会主義の犯罪原因理論から

それらを原理的に区別しているのである。ブルジョア研究者として自らとどまりつつ、彼らは、觀念論的に、ブルジョア社会の矛盾を為政者の主観的・管理上の誤りとして考察し、搾取体制に内在的に存在しているところの客観的敵対関係としてはとらえていない。それがまた自由主義的改良主義の立場である。

犯罪原因としての階級的所屬（*классовая принадлежность*）と財産状態（*имущественное положение*）という概念構成をとるのがあるが、これは、問題の多い、しかし、ブルジョア刑事学では広くゆきわたったところの理論である。これは、「ホワイト・カラー」犯罪という鋭い問題と密接に関連している。同時にこの理論は、ブルジョア社会学において階級についてのマルクス主義的理解がいかに歪められているか、また、刑事法的な問題の解決への階級的接近がいかにばかされているかについての表象を与えてくれる。この理論は、同様に、犯罪現象の社会Ⅱ経済的要因の評価に対するブルジョア刑事学者の態度を立証している。

まず、第一に、圧倒的大多数の現代の刑事学者たちは、前世紀に広がっていた犯罪の基本的原因としての貧困という見解をとってはいない。サザラランド、クレッシー、マートン、シュューア氏らその他多くの社会学派刑事学者は強調する。貧困それじたいは住民の低い経済的水準と同様に、その点について貧困者の一定の心理的装置——例えば、絶望感とか不正義感とか——がなければ、犯罪原因の役割を担うことはない、と。この命題

は、犯罪水準が必ずしも世界の異なった国において、貧困と富に照応していないこと（例えば、「豊かな」アメリカ合衆国と「貧しい」インドとの犯罪現象）によって例示される。他面において、「ホワイト・カラー」犯罪と組織犯罪が存在しており、これは、貧困とではなく富と関係している。（Greed, not need「窮乏とではなく、大欲と」）。ドイツ連邦共和国に

（48）
 おいて、富裕から発生するこの種の犯罪を理解するために
 《Wohlstandskriminalität》または、《Profiekriminalität》つまり「富裕状態の犯罪」または「利欲のための犯罪」という特別の術語がつけられている。フランスの刑事学においても、これらの犯罪は、《Criminalité du bien-être》という概念で指示されている。

ブルジョア刑事学者が、あたかも二〇世紀になって初めて現れた新しい現象であるかのように有産階級の犯罪をとりあげているのは、不当である。周知のように、カール・マルクス氏は、「資本論」の中で、イギリスの経済学者デンニング氏が、もし資本家に三〇〇%の利潤が約束されたとしても、彼がそれを理由に思い止まることになるような犯罪などおよそ存在しないといった言葉を引用している。⁽²⁶⁾ 自尊心を傷つけられる感情は、あれこれの人の経済的水準によるのではなく、彼と第三者との富の状態についての差別にあるという言葉は、しばしばブルジョア文献で見あたるように、マートン氏のものではなく、マルクス氏のものである。マルクス氏は例解するために、次の

例をひいている。もし二人の隣人が同じような小さな家で生活していると、彼らは全く自分の居住に満足している。しかし、一方の隣人がより高い家を建てると、他方の隣人はこの家を宮殿と感じ自分の家をみじめなあばら家と感ずるようになる、と。

犯罪の社会経済的条件としての役割を演ずるのは、住民や個々の個人グループの単にあれこれの物質的水準ということだけではなく、階級の又は他の社会団体の経済的状态の差もまたその間である。この差別が、労働と資本との間、貧困と富裕との間の資本主義的形態の主要な敵対関係をなしているものである。そして、今度は逆に、それが社会の生産と、その生産の結果の私所有的領有との間の敵対関係によって条件づけられているのである。

この矛盾は、現在の帝国主義の一般的危機の状況の下で最大限に鋭くなっている。世界のいろんな国家の人民大衆の意見を反映しているところの共産党や労働者党の国際協議会は、その基本文書の中でこう述べている。

「科学技術革新は経済の社会化を促進する。独占支配の条件の下では、これは、より大きな規模で、またより大きな鋭さをもって、社会的敵対関係の再生産へと導く。かつての資本主義の矛盾が尖鋭化するばかりでなく、新しい矛盾が生み出されてくる。それは、第一に、科学技術革新によって拡大される異常な諸可能性と、大部分の科学の発見や巨大な物質的資源を軍事

(49)

的に集中し、国民の富を乱費することによって、その可能性を全社会の利益のために利用する道の上に、資本主義がおし出している障害との間の矛盾である。これは、現代の生産の社会的性質とその生産調整の国家独占的性格との間の矛盾である。これは、労働と資本との間の矛盾の増大であるばかりでなく、圧倒的多数の民族と金融寡頭支配との間の敵対関係の深化でもある。

比較的発達した資本の国においてすら、幾百万の人々が、失業と貧困、明日の不安に苦しみをなめている。「所得革命」とか「社会的パートナシップ」とか主張されているにもかかわらず、資本主義的搾取は強化されている。労賃の増大は、労働の生産性とその密度の増大のテンポに比べて、また社会的必要からみて遥かにおくれており、それは独占の利益の増大と比較にならないものである。小農民の状態も悪化しており、住民の中間層の大部分の生活条件もむつかしくなってきている。

資本主義の体制についての命脈のなさが語られ始めて、多くの国において社会政治的危機が急に燃えあがっており、その進行の中から、広汎な動労大衆は、根本的な決定的な変革の必要性を意識し始めてる⁽²⁷⁾。

現代資本主義の矛盾のこのような特徴づけは、全く正当で科学的に根拠のあるものである。この矛盾は資本主義社会における犯罪原因としても現れる。いかなる社会解体論も、法違反者の経済水準から出発する理論も、ブルジョア科学の枠内にとど

まっている限り、犯罪原因としての資本主義の社会的矛盾の眞の性格づけを与えていないし、また与えることができない。法違反者の階級的所屬に関して犯罪原因をとく理論において、混乱が始まるのは、階級という概念からである。これは正に中心的な概念であつて、これにそつてブルジョア科学と社会主義科学の世界観的分水嶺がきまるのである。ブルジョア学者は、生産手段と財産に対する関係、また同様に、労働の社会的分化における地位が基準とされているところのマルクス主義的な階級の定義を、論破する力がなくて、それを全く定まった形のない「地位」という概念につくりかえてしまう。階級の基準は二つから三〇いくつかまで動揺する。もっとも広がっているのは、ホールリンゲヘッド氏の指標である。即ち、社会における人の社会的地位は職業の種類と教育の程度である、といふ。⁽²⁸⁾この際、地位の数は、それを説く学者によつて、三つから九つの変化がある。例えば、マンハイム氏は書いてゐる。上流階級、準上流階級、一定の成功を克ち得た人々の階級、貧困階級。分割の基準となつてゐるのは、収入・教育・職業の種類・家族の状態・芸術への志向や熱中。しばしば、本人じしんが自らをいかなる階級に数え入れているかという主観的メルクマールによつて階級所屬を決めるよう提案されたりすることがある。階級という概念の「地位」といふものによる置きかへは、立法上の術語の変化をみちびいてゐる。例えば、ドイツ連邦共和国の刑法典一三〇条は、いろんな階級の危険な煽動に対して刑罰を規定して

(50)

いるが、一九六〇年に法の中の「階級」といふ言葉は、「住民部の分」といふ表現にとりかえられた。⁽²⁹⁾

一九七〇年のアメリカ合衆国の国勢調査は、階級という概念も、さらに社会的地位という概念すら用いようとしなかつた。アメリカにおける住民の一〇の類別の雇用についてのグラフだけがつけられてゐる。それは軍人を除いて、七八・六%になる。

- (1) 専門的・技術的労働者 一一・一%
- (2) 病院の賄婦・警備員・整理員・料理人等 八・二%
- (3) 監督業務 一三・六%
- (4) 交通網の労働者 四・六%
- (5) 管理職・支配人・私的経営者 八・三%
- (6) 資格労働者・職長 一〇・二%
- (7) 家事労働従事者 一・六%
- (8) 組立工・トラック・バスの運転手等 一三・九%
- (9) 雑役夫 三・七%
- (10) 農業従事者 三・一%⁽³⁰⁾

この種の「階層」(стратификация) という觀念が、完全にアメリカ社会の眞の階級構造をマスクしてしまふことは、容易に読みとることが出来る。

現代ブルジョア刑事学にとつて、とくに「ホワイト・カラー」犯罪の領域ではすでに三〇年代に始められたところのサーランド氏の無数の研究のあとでは、次のような認識が特徴的である。第一に、犯罪現象は労働者階級の専らの専有物ではな

い、と。この点に關しての昔の刑事学者の結論はあやまっていた。それは、拘禁者の統計を基礎にしていたから。彼らは、立法者や裁判所が有産階級と無産階級に対して差別的態度をとっていることを計算に入れなかった。例えば、アメリカ合衆国において、その主体が専ら上流階級の代表者からなるような法律違反の立法においては（反トラスト法・価格について・保証について・特許と取引所についての諸法律、労働関係を規律する法律）、違反行為の法的性質があいまいなままに残されるようなやり方で規定されている。取引人が犯罪・民法違反・反道徳的行為の何れを實行したのかという点については、法律適用機關が確定することになっている。圧倒的多数の場合において、ブルジョアジーの代表者たちは、当該諸法規の違反に対しては、民事裁判所か、行政委員会か、「衡平裁判所」か、取引人の一種の「同僚裁判所」によって制裁をうけるにすぎない。違法な活動の差止めの申請により、好ましくない手段をとっている場合の制裁がなされる。反トラスト法によるアメリカの刑事裁判所の七一%の決定は、労働組合に関するものであり、二七%だけが商業的企業に関するものである。これらの資料を引用しつつ、ピナテル氏がのべているように、立法者と行政機關とは、「ホワイト・カラー」犯罪の代表者に「特権的な手続」を組織しているが、それは一面では、「彼らを抑圧することのおそれからきている」と同時に、他面では、事業者の狂喜と彼らの信頼の結果でもある⁽³¹⁾。

(51)

第二の認識として、この問題は議論のあるところであるが、もっとも進歩的なブルジョア刑事学者たちは、上流階級の犯罪の實行を認めている。最初にこれを「ホワイト・カラー犯罪」とよんだのは、サザーランド氏である⁽³²⁾。この種の犯罪者を定義して、彼は、高い経済的地位を占めておいて、彼の専門的活動を規制している諸法律を侵犯する者をいう、と。

この定義は、「上流階級」とか「専門的活動」とかのあいまいな概念のゆえに今日批判をうけている。例えば、アメリカ合衆国司法省・大統領委員会・小委員会は、一九六七年の報告書の中で、ホワイト・カラー犯罪について「広い」解釈の立場をとった。「かくして、——と、ア・エス・ニキホロフは正当にも強調した——、任意のホワイト・カラーの地位にあるもの、それは、小銀行の職員や秘書から、納税者までが含まれ、これらの者の犯罪と、独占の犯罪との政治的差異がはげおちてしま⁽³³⁾うのである。」

(52)

ホワイト・カラー犯罪の基準のあいまいさに関するブルジョアの批判者の指摘は、ひとつの本質的な修正をそれにすれば公正なものといつてよい。つまり、この「あいまいさ」は、ブルジョア科学によって設けられたものであって、資本主義の階級的搾取者の本質を隠ぺいするという全く明らかな社会的機能⁽³⁴⁾を遂行するものであるという点の、附加である。

マンハイム氏は、ホワイト・カラーという概念構成の賛成者ではなく、むしろ反対者なのであるが、彼は、ホワイト・カラ

「犯罪という取り扱いは、西欧（ブルジョアの）とソビエト刑事学において一致することはできないであろうと書いている。実際、資本主義法とソビエト法との社会的本質は、完全に対立する。しかし、このことは、ソビエト刑事学がホワイト・カラー犯罪の正しい定義を与えてはいない、または、与えることができないということを意味しない。それどころか、逆に、マルクス主義刑事学のみが、階級についての正確な定義を提示することによって、この犯罪の定義を与える能力をもっているのである。サザーランド氏によって一応の呼称を与えられた「ホワイト・カラー」犯罪とは、ブルジョア階級の代表者たちの犯罪である。

この種の犯罪の内部において、ソビエト刑事学は、大ブルジョア階級の犯罪と、中ないし小ブルジョア階級の犯罪との区別をする。ブルジョア階級の犯罪の具体的種類は次のようなものである。

第一に自国または外国の指導的軍人・政界人の代表者たちによって実行される国家犯罪という形の政治犯罪がある。例えば、国際軍事法廷の判決文の中で、公訴事実の第一点にあげられているのは、「ワインマール共和国の権力の掠奪と民主主義体制の根絶」であった。⁽³⁴⁾

第二のブルジョア犯罪は、その事業との関連で生れる。工業・金融業・貿易業・農業・労働・特許・金融諸立法のこの種の違反（例えば租税遁脱）、各種の詐欺、株の相場のぺてん等。

現行のブルジョア立法によれば、これらの現実に重大な犯罪の多くが民事法違反ないし行政法違反として理解されている。しかし、その客観的・社会的・反人民的有害性は、そこで殆ど問題にされることがない。アメリカ合衆国において、毎年二百万人の人間が不具になり、一万五千人の人間が事故死にあっていて、同様に、三百万人の人間が模造の食品や有害薬品の摂取によって死亡している。

第四のものは、政治舞台を含めてのブルジョア階級の職務犯罪である。独占資本と国家権力・政府との癒着という現代の条件のもとでは、この種の犯罪はとくに重大である。収賄・偽造・公務員が特定の業者の特権のために自己の地位を利用することを禁止しているところの反トラスト法違反など、この種の犯罪に属する。

ピナテル氏は、「犯罪的社会」の著書の中で、資本主義国家におけるホワイト・カラー犯罪を、ブルジョア階級の存在しない社会主義国家における職務犯罪や経済犯罪などと比べようとする試みをしているが、これは支持できないばかりか、ばかばかしいものでさえある。⁽³⁵⁾

刑事学的研究の争う余地のない資料の影響のもとに、ブルジョア社会学者は、殆ど大部分、これらブルジョア階級の犯罪が無産階級や脱落分子の犯罪と比べてより大きい経済的・道德的危害をもたらすことを承認せざるをえなくなっている。

最後に、ブルジョア刑事学が、犯罪原因としての階級的経済

的狀況という理論において導いているところのもう一つの結論はこうである。これは、この原因が犯罪の種類別において依存性があるという意識の評価に際して、意見の対立がある。階級の・経済的状況は、総体としての犯罪としてではなく、それぞれの異なった犯罪種類にとって分析するのが正しいのだと主張される。バルバラ・ウットン女史は、自動車犯罪が主としてブルジョア出身者によっておこされることを確乎とした資料で示している。密猟は、典型的な有産階級犯罪である。自動車の無断使用、人格や性的不可侵に対する暴力犯は、中産ブルジョアジーと小ブルジョアジーの家庭の若者によっておこされる。

プロレタリア階級出身者、とくに、無資格労働者と低賃金労働者とそれらの家庭の若者はしばしばさしまった物質的必要にせまられて窃盗を行う。

例えば、アメリカ合衆国の官庁刑事統計は、無産階級出身者が犯罪の安定した優勢を占めていることを証明している。男性有罪者の三分の二から四分の三を、女性のそれは十分の九を占めている。しかし、すでに一度ならずふれたように、アメリカ合衆国の刑事統計は犯罪現象の現実の構造を反映していない。

コールドウェル氏は、ウイスコンシン州における犯罪児童の両親の三三・四％が、犯罪少年の両親の五二・七％が無資格労働者であったことを指摘している。ところで、他方、この州で無資格労働者の比重は全住民の一一・八％である。ここから、無資格労働と低賃金労働とが犯罪現象の正に真の条件であると

いうことになる。セルドン・グリックとエリノワール・グリック両氏もまた同じような資料を出している。犯罪者の七一％から九一％までは、低い生活保障水準の条件で生活している、と。その低い生活水準というのは、アメリカ合衆国では、四カ月間しか物質的生存の手段をもたない家庭における生活状況を基準にしている。正に貧困と窮乏とは、この世界でもっとも富める国において犯罪のもっとも重要な条件である。レーニン氏もこれを「犯罪の根本的な社会原因」とよんだ。

多元論 (теория множественности факторов) は、一九世紀の後半ブルジョア刑事学の始めに、指導的な立場であった。これを最初に基礎づけたのはフランスの統計学者ケトレー氏とゲリー氏であった。この理論の本質は次の点にある。犯罪の原因となるものは、何かある唯一の現象ではなく、多くのグループをなす現象である、と。それぞれの要因は質的に異なった特徴をもっている。身体的・季節・地縁的なもの・心理的なもの・人類学的なもの・社会的なもの。学者が異なれば、そのあげる要因の量もちがってくるし(バルト氏は一七〇の要因をあげた)、また異なったグループ分けをする。それぞれの要因の犯罪への影響は、この理論の立場によると、一時的であり、一方通行的なものである。

多元論は、二〇世紀後半の刑事学者たちの側から強く批判されることになった。ある者は、それを「反理論的」(ウイルクィンズ)とよんだし、またある者は「敗北主義的」理論(サザー

ランド）とよんだ。

多元論の基本的な方法論的欠陥は、要因の評価における機械主義的な態度、つまり、犯罪に一つの予定された通りに、直線的に作用するかのようによ因を取り扱う点にある。太陽の激動も、攻撃性も、失業も、炎熱の気候も、一様に犯罪者の上に影響するものとされている。この理論の支持者はこれらの要因を何かある弁証法的総体の中におこうとはしなかった。システム分析の方法は、彼らには知られていない。

要因の中で、原因と条件、主要なものとの二次的なもの、直接的なものとの間接的なもの、因果的依存性と機能的依存性、これらのものの区別をしようとはしなかったし、社会的・生物学的でないし、身体的な要因を羅列するだけであった。

多元論は、また、多くのブルジョア理論の共通の欠点でもある。彼らは犯罪の主要な原因、つまり、社会的な、何よりもまず社会経済的な、資本主義社会の矛盾ということをも認めるまでに高まることがない。

多元論の一つの肯定的側面は、犯罪の原因が一つ又は二つの要因として作用するのではなく、それが多くのものとして作用するということをも認める点である。社会的現実（失業や貧困等々）のあれこれの要因の具体的分析の試みを、マルクス主義者たちは、多元論の長所として認めてきた。しかし、レーニン氏は、この理論の機械論としての欠陥と、それが社会現象の本質に浸透する能力のないことを立証した。

(55)

現代ブルジョア刑事学において、多元論は、完全にその意義を失ってしまったわけではない。要因の組合せに変化があっただけである。気候とかその他の地理的条件が少なくなり、心理的なもの政治的なものが多くなっている。科学技術革新の条件を特徴づけているところのフラストレーションとか、都市化とか、移民とかの要因がつけ加えられている。しばしば刑事学者たちは、単に要因について語り始めてさえている。しかし、この理論の基本的な欠陥——それは、システムの接近が存していないこと、犯罪の影響について、原因関連・機能関連の性格の区別をしないことにあるが——は、依然として維持されている。

例えば、さきに指摘したフランスの刑事学者スタンシュー氏の「パリにおける犯罪現象」という著作の中で、一個の犯罪要因があげられている。それは、(1)人間的法則を非人間的なものにしているところの現代技術の諸法則。(2)社会の工業化の結果としての住民の密集、(3)工業化、(4)競争（成功の道德指標としての、安楽・自動車・銀行預金における競争）、(5)貧困、それはパリにおいて特別のきびしさでもって人間に打撃を与える。(6)そこでは、貧困は傲慢な富と冷淡さと相接して存している。(6)攻撃をうみ出すフラストレーション、なぜなら、犯罪は単に物質的欠乏によってのみならず情緒欠如によってもひきよせられるから。(7)文明の新しい病気の心配、新しい強力な技術の利用に伴う事故の危険の心配、(8)労働ではなくって、現代の条件の

下で最大限に達した大きな余暇が生み出すところの倦怠、(9)アルコール耽溺——それは犯罪のもっとも重要な要因であるが、しかし他の社会病理の結果でもある。(10)人種的・心理的な不協和(フランス人とアルジェリア人、パリの住民と他所からきた住民との間)。(11)群集心理、それは人間の個性を失わせ、標準化し、人間に劣情をうえつける。⁽³⁶⁾

この列挙のなかには、明らかに、若干の現実的な犯罪の原因と条件とがあげられている。富裕と貧困との敵対関係、文化の葛藤、私有財産崇拜。しかし、これらのものは、機械的な配列の中におかれているだけであって、そこには、異なった性質をもった要因について何の体系も分類も与えられておらず、また犯罪への影響のメカニズムも示されていない。混沌があるのみである。スタンシュー氏は、これらの要因を資本主義体制と関連づけようとはしない。

アメリカの刑事学者のコールドウェル氏は、その教科書「刑事学」において、二〇個以上の犯罪要因をあげている。個人的特徴としても、生れ・人種・心理特徴・性・年令・解剖学的・精神病的要因・葛藤・知的能力。

第二のグループ要因として彼は環境要因をあげている。社会解体・生態学・都市化・家庭・近隣・教育・余暇等々。

同時に、この大学教授は、社会経済的要因、とくに、私有財産制度が決定的役割を果たすというマルクス主義のテーゼを論駁しようと試みる。そして、その際、ソ連邦において私有財産

制度は存在しないのに犯罪は存在しているということを、その根拠にしている。⁽³⁷⁾

コールドウェル氏は、犯罪の原因を内的要因と外的要因との相互作用であると説明している。

この有名なアメリカ刑事学者の概念構成が、典型的な多元論から区別できないことはきわめて容易に理解できる。たしかに、要因の分類は精緻になり、犯罪への平行的な・独立的な影響ではなくて、要因の相互作用について語られている。コールドウェル氏の概念構成の中には、社会経済的要因が存在しないことは、一九世紀刑事学と比較して、大幅の後退といわなければならない。後者は、これらの要因(失業・窮乏・住宅危機)に大きな意義をおいていた。ソ連邦をひきあいに出して社会経済的要因の排除を正当化しようとするような議論についていえば、彼はおそろしくプリミティブであるというほかはない。

実際、ソ連邦において現在私有財産制度は存在しない。しかし、第一に、一九三九年の国境の周辺の国々の領土においては、私有財産の根絶は三〇年代の末においてのみ行なわれたという事。一九二八年において、基本フォンドの構成の中での私的な部門は、四七・三%、一九三三年に三一・三%に相当するものであったが、それは農業生産物の比重から見ると、それぞれ九八%と八五%に相当するものであった。

大祖国戦争の一九四一年—一九四五年の間において、たった今創り出されたばかりの社会主義財産に巨大な損害が加えられ

た。非社会主義国家ならその損害は、いうに一〇年間の廢虚と窮乏にあたる。敵は、社会主義の国富の三分の一を破壊した。二四万人の人間を殺害し、二千五百万人の人を血縁者のない孤児とした。千七百十個の都市と七万以上の部落を荒廢させた。四〇%以上のコルホーズと約四五%のソホーズを廢虚と化した。

一九四五年の集団化の一般的パーセントは、ウクライナと白ロシアの西欧地区と、モルダビアとバルト海沿岸の解放と関連して、また同様に、ドイツ・ファシストによるコルホーズの破壊との関連で、八三・五%を示した。⁽³⁸⁾

私有財産制度は、ソ連邦と一連のヨーロッパ社会主義国家においては根絶された。しかし、コメコン諸国は土地の広さの五分の一相当を占有しているだけである。あとの土地は資本主義的な諸形態が領有しているのである。これらの諸形態によって生み出される個人主義的心理、多くのブルジョア社会学者がそれについて書いているところの、「消費者社会の精神」、競争の道徳それじたいのソビエト人民への影響は、現実に顕著な要因である。

私有財産制度の根絶は、それから生れたところの私有財産的な諸伝統、例えば、寄生性・金銭欲の強いこと・貧欲・小ブルジョアの町人的な生活心理等々の、自動的、かつ即座の、消滅を意味するわけでは決してない。これらの伝統の消滅のためには、レーニン氏が強調したように、「各人は自分自身のた

めに、神だけが万人のために』という呪うべき原則を驅除して、意識の中に、習慣の中に、大衆の日常生活の中に、『すべての一人がある一人のために、そして一人一人が万人のために』という原則を、『各人は自らの能力にしたがって、各人はその必要に応じて』という原則を、根付かすためには、漸進的に、しかし、うむことなく、共産主義的規律と共産主義的労働にまかせてゆくためには、数年、数十年が必要である。⁽³⁹⁾

まさに、ソ連邦における私有財産制度の根絶は、犯罪の根本的な社会的要因の排除を意味した。それと同時に、ソビエトの社会生活の中から、永久に、犯罪のその他の根本的な原因（失業・窮乏・無学・放任）が去った。その後の二〇年間の間の被害事件と有罪者の数は四分の一に減少した。⁽⁴⁰⁾

⁽⁵⁸⁾ このアメリカの学者とは異なり、フランスの刑事学者のピナテル氏は、犯罪原因の中から経済的要因を除いたりすることはしない。しかし、彼はこれを他のものと一様に、例えば、地理的要因と一様にしか評価しないのである。彼は犯罪の要因を四つのグループに分けている。

- (1) 地理的要因（都市と農村との相互関係）
- (2) 経済的要因（工業化・失業）
- (3) 文化的要因（映画・テレビの否定的影響、無教育、独身、無法）
- (4) 政治的要因（犯罪と政治体制との間の関係）⁽⁴¹⁾

政治的要因を分析しつつ、ピナテル氏は、この一つのグループの中で、独身と無法、それとは根本的に対立する政治的「体制」を考察するのである。このことは、すべての科学の党派性をといたレーニン⁽⁴²⁾氏の命題の現実性を、もう一つ余分に立証しているものである。

多元論のもう一人の支持者でマルクス主義的理解にもっとも近いところにいるのが、モンレアルス科大学の刑事学の教授であり、モントリオール市刑事学研究所所長のデ・サボー氏である。彼は犯罪の原因が、文化の諸要素と全社会の社会組織の中に求められねばならないと説き、これらのものがいろいろの社会文化体系の中で個人の人格として収斂されるという。

そして、第一に、サボー氏は、経済体制の諸要素をあげる。なぜなら、この体制が社会体系の土台をなすからである、と。彼は、犯罪の条件としての経済的土台における矛盾についても書いている。

しかし、やはりブルジョアの限界がサボー氏をして、犯罪原因の科学的分析において階級的立場にたつことを許さなかった。彼は、社会主義体制とか、資本主義体制とかについては書かないで、地理的類型範疇「アメリカの国とヨーロッパの国」⁽⁴³⁾について書くのである。

ブルジョア刑事学においては、個々の要因の犯罪への影響は、かなり深くきわめて詳細に分析される。例えば、具体的な犯罪の条件としての、資本主義国家における大量情報手段によ

(59) る性や暴力の崇拜など。このような研究には、原則として、質のよい統計資料や十分に権威のある刑事学的研究の結果が導入されている。まさにこの種の研究に対しては、それが結局のところブルジョアの観点にとどまっているとはいえ、事物の現情についてのおおよその正しい姿を与えているというレーニン⁽⁴⁴⁾氏の言葉があてはまる。

第三節 生物学的な犯罪原因論

生物学的な犯罪原因論の中で比較的広がっているものは、危険な性格の理論、フロイド主義（精神分析的）理論、精神病学的犯罪原因論、遺伝理論、体格による気質の理論、人種理論である。

(一) 危険な性格の理論

危険な性格の一番最初概念は、イタリーの刑事学者ガロフア⁽⁴⁵⁾氏が「危険な性格の基準」（一八八〇年）という本の中で与えたものであった。それによると、危険な性格とは、人間の永久の（不変の）且つ内在的な（内面的に存在している）犯罪実行の傾向と理解された。

危険な性格の理論の現代の積極的支持者であるピナテル氏は、この概念を次のようにスケッチしている。危険な性格とは、法律学的現象ではなくて、主として臨床的方法によってあらわされるところの臨床学的現象である、と。ピナテル氏の意見によると、すべての刑事学的診断法は三つの段階を通る。犯罪的能力の診断、社会的不順応（適応）の診断及び危険な性格

の診断。

第一段階の診断法は人の 犯罪的欠陥を明らかにする。つまり、彼の犯罪に訴えるやり方の容易さを。この指標となるものも、今度は、三つの相がある。第一の相は、「倫理的自己中心主義」であり、そのような人々は、自分の意識や道徳として、法律や裁判を全く問題としないで自分の運命を決定することのできる人間にたいして、誠実であるということしか考えていないものである。

第二の犯罪的状況の位相は、「定式化された宗派」の段階であって、ここでは人は大部分刑罰威嚇によって自己を抑制することはできない。

危険な性格の現れの第三の位相は、直接的に犯罪活動に先行するところの危機の時期である。この状況にある人間は、攻撃

的で、どんな障害があろうとも事がらを最後までおしすすめ。その犯罪的準備の中で当人は既に心理的に社会的に不名誉という障害を乗り越えており、犯罪活動に対する刑罰その他の障害に対する恐怖をのりこえてしまっている。「自己中心主義・不安定性・攻撃性・興奮し易さ・無差別、これが 犯罪的人格の、したがって、また、その犯罪的能力ないし、*темнота-ности* の中心的要素をなしている」⁽⁴⁵⁾。

犯罪的能力は高まっていたり、そのままとどまったり、弱まっていたりすることがある。社会的不順応の診断は、ピナテル氏によると、職業・身体的傾向・知性・本能に関連した人

格ないしその行動の特徴の現れからなる。

危険な性格は、犯罪的能力や生活不順応（不順応）との相互関係の中から現れる。ピナテル氏は、危険な性格の四つ可能なコンベインションを記述している。第一の組合わせは、強力で犯罪的能力と適応可能性との結合。これがもっとも重要な危険な性格の形態である。この状況にある人間は、社会的適応という隠蔽のもとに、例えば、規範の遵守と遵法的生活様式のもとに、重大な犯罪を實行することがある。この範疇に關係するものが、例えば、「ホワイト・カラー」の犯罪者である。

第二の危険な性格の組合せは、高い犯罪的能力と弱い適応との結合として示される。これは危険な性格のより危険性の少ない形態である。なぜなら、これらの人の生活への不順応が周囲の人々の注意を彼らに向けしめるからである。この種の人間は、小さな犯罪か、エピソード的な犯罪を實行する。

第三の組合せは、弱い犯罪的能力と適応とのそれである。これはさきのもものよりも危険性の程度において重要ではない。しかし、この種の人々が監獄の基本的常客をなしている。彼らの中には多くの知恵後れ、落伍者がいる。彼らは環境犠牲のあらわれである。これらの人達は、犯罪的職業も、プロ社会的な職業も、やりこなす能力がない。彼らについては、アメリカの刑事学者のキンベルク氏が多くのことを書いている。

第四回国際刑事学会議（マドリッド、一九七〇年）の報告の中で、ピナテル氏は、より正確に危険な性格を定義して、犯罪

行動への移行の特別の能力としている。それは、犯罪的人格によってひきよせられる人格構造と関連づけられている。この構造は心理的な特定の類型と関係づけられてはいない。自己中心主義・攻撃性・情緒的無差別性が危険な性格の核をなすが、それらは一定の生活態度として現れるものであって、犯罪的行為の成熟に際しても、また同様に、突然の無思慮な行動に際しても、現れるところの過程として存在するものである。⁽⁴⁶⁾

危険な性格の存在とその程度は、どのようにして決定するか。ピナテル氏の表現によれば、どのようにして「診断する」のか。生物学的要因の社会的要因への影響の力で、また、その逆の影響の力で、そして、同様の方法で「大—小」が判明するという。生物学的現象と社会的現象との間の「連結要素」として現れるのが、ノイローゼである。この種の病源学的診断は、ピナテル氏の意見によれば、社会的予測の基礎をなすという。危険な性格の理論の全く明白な欠陥は、ブルジョア刑事学者じしんによって批判された。例えば、危険な性格の下にある人間の類型学は、図式的であり、ロンブローゾ学派の精神を簡易化したものである、というような批判である。また、この理論は、有罪者や拘禁者にもとづいて方向づけられたものであって、それゆえ、すべてを代表する力がない、とか。

危険な性格の理論は、とくに、数学的・量的・統計的方法の軽視という点でも根拠のある批判をうけた。第二回刑事学国際会議は、特別決議として、臨床的研究の数学的に正しい仕上げ

(61)

による保証の必要なことを勧告した。

危険な性格の理論の主要な欠陥は、次の点にある。第一に、刑事学における原因の統計的性格を理由なしに考慮することなく、危険な性格が犯罪的人格と同一視されている。犯罪的であるのは、すでに犯罪を実行した者、犯罪の主体のみである。この瞬間までは、その人間がどんなに攻撃的であろうとも、彼は犯罪者ではないし、これこそ、ブルジョア民主主義的合法性の重要な原則である筈である。

第二に、「危険な性格の組合せ」は思弁的であり、アプリオリ的である。いかなる統計資料によってもそれは確認されていない。〈大—小〉〈強—弱〉の方法は、ブルジョア社会学者がそうよんでいるように、「親指の方法」であって科学的でない。

(62) 第三に、危険な性格の基準は、ぼんやりしており恣意的である。「攻撃性・弱いこと・情緒的な無差別性」等々の心理的特徴は、多くの不確定なものをもなった概念である。それを表現する方法がまた仕上げられたものではない。心理学的なテストにしたがって判断するとしても、その方法は使い古されたところの話ではない。そして主要なことは、これらのテストが心理状況の倫理的・社会的内容を暴露することができないということである。攻撃性は、犯罪闘争にそれがむけられれば社会的に正義であるのに、反対の方向の攻撃性は社会的に危険である。カウフマン氏は、「攻撃性の定義と方法論」という総括的

な論文の中で、攻撃性についての多くの文献を分析した結果として、「われわれは殆んど何もわかっていない根拠の上にたっている」と結論している。⁽⁴⁷⁾

第四に、危険な性格の理論は社会における犯罪原因を説明していない（またそのような問題をたてようとさえしない）。危険な性格の基準がさききのべたように不特定であるために、個人的な予測にとっても、その実践的価値が小さい。

最後に、第五として、危険な性格の理論は、人に予防的保安処分の適用をする基礎を提供する。

著名なソビエトの刑事学者、ゲルツェンゾン氏によって与えられた危険な性格の理論の評価は全く正当である。「生物学的・精神病的な犯罪者の人格の仮説が量的関係からすれば極めて限られた資料に基いて構成され、原則として、研究事実の偶然の選択、ないし類型的選択に基いて、それが確認される。また、深い社会学的分析も存在しないし、極めて機械的に、人間の生物学的研究のいろんな方法ややり方が刑事学の領域に移されている。

臨床刑事学は、合法性の問題を、生物刑事学の創始者ロンブローゾー氏の諸概念と正確に照応しつつ、保安処分の問題にといかけ、そして、合法性の問題を「取りはずしている」⁽⁴⁸⁾。

すでにふれた、新しい彼の本「犯罪社会」の中では、ピナテル氏は、自己の危険な性格の概念構成を、犯罪原因としての科学Ⅱ技術革新の理論と統合している。犯罪的人格の成分——自

己中心主義・弱さ（もろさ）・攻撃性・感情の冷淡さ（利他主義への情緒や傾向の不存在）——は、彼の意見によると、新しい犯罪的な技術万能社会においては、異常に昇進するというのである。出来事や情報の急速な変転は弱さを助け、速い生活テンプ、早い機械労働は攻撃性の強化を導く。技術の崇拜をともなった現代社会は、情緒や人間的同情に余地をのこさないのである。ここから、感情の冷淡さが広がる。

危険な性格の理論は、ブルジョア司法の中で、個人的予測や早期の犯罪前予防や、保安処分の適用や、刑罰の個別化や、プロベイションや執行猶予の基礎として実際の適用を見ている。したがって、危険な性格の理論の重大な結果を過少評価することがあってはならない。ドイツ連邦共和国の犯罪への傾向性（Anlage）という概念構成も、この理論と同種のものである。

西ドイツ刑事学者のエククスナー氏の意見によれば、慣習的な危険な犯罪者にはこの犯罪への傾向性があるという。Anlage——これは生物学的に形成された要因である。

ドイツ連邦共和国のもう一人の刑事学者ゼーリッヒ氏は、すべての犯罪者を犯罪への傾向性の表現の程度に応じて四つのグループに分けている。第一グループ（一％〜二％）、犯罪への傾向性のもっとも大きな程度をもつものであり、それゆえ、これに属する人間は外的条件から独立して犯罪を実行する。第二グループ（三〇％〜四〇％）は、傾向性のより少ない程度。これに属する人間は、外的条件の強い影響の下においてのみ犯罪

を實行する。第三グループ（〇%〜一%）、これに属する者は外的環境の中程度の影響によって犯罪を實行する者、第四グループ（五〇%）は、彼にはとりたてていう程の犯罪の傾向性はなく、もし鋭い不幸な情況さえなかつたら犯罪は實行しなかつたろうというもの。

これから考えると、エックスナー⁽⁴⁹⁾氏の計算によると人類の半分は潜在的犯罪者ということになる。

犯罪的素質について書いているのは、同様にアメリカの生物刑事学者アブラハムセン氏である。「誰が有罪か」（ニューヨーク、一九五八年）という本で、彼は、犯罪行為イクオール犯罪的素質プラス環境、ただし環境もまた主体の意識による抵抗で割られたものである、と指摘している。

シュニア氏は、犯罪社会学者の後につづいて、アブラハムセン氏の定式を「思弁的で」「幻想的」であると批判した。なぜなら、「犯罪的素質」を定義する可能性は殆んど疑わしいからである。フートン、アブラハムセン、シュエルドン氏らその他の生物学派の代表者たちは、シュニア氏の意見によれば、「個体行為モデルは変化すること、犯罪は複雑な構成物であること、犯罪者じしんがたえず刑法の変化の影響にさらされていること、これらのわれわれの認識の一般的発展方向からはずれてしまっている⁽⁵⁰⁾」、と。

(二) フロイド主義の犯罪原因論

フロイド主義の犯罪論は、オーストリーの医師兼精神医ジグ

ムント・フロイド（一八五六一—一九三九）氏の理論の影響のもとに今世紀の初めから広がり始めた。この理論の本質は次の点にある。人は生れてからこの方、反社会的な深い本能——攻撃的、性的な、恐怖——と人格の道徳的形成物とのたえざるほげしい闘争をもって生物学的に運命づけられている。この闘いは、フロイド氏においては、「エジプス・コンプレックス」、「ゲロスリラート・コンプレックス」、「エレクトル・コンプレックス」という神話風の名称が与えられている。これらコンプレックス（現代の精神分析学者はこれらを「劣等性コンプレックス」とよんでいる）の影響のもとに、自らの意識下の反社会的渴望を抑える能力のない者が犯罪を實行するという⁽⁵¹⁾。

四〇年代から五〇年代にかけてのアメリカ合衆国の刑事学において、フロイド主義の積極的な賛成者は、アブラハムセン、カープマン、ジルブルグ氏らであった。劣等性コンプレックスによって、特に、未成年犯罪や暴力犯罪がよく説明されたものであった。家庭や親同士の間や親の幼児に対する関係などにおける葛藤的情況が、フロイド主義者の見解によると、堅い、いつまでも遠ざけられていない攻撃感情や荒廃感情にとって決定的なものとなり、それが犯罪をうみ出すという。フロイド主義者の理論によると、人間の人格が幼年期に形成されればされる程、母親の息子に対する、また息子の母親に対する関係（「エジプス・コンプレックス」）が、また同様に、父親の娘に対する、また逆の関係（「エレクトル・コンプレックス」）が、人間が

自らの生活のすべてにおいて免れることのできない宿命的な形成要素として考察されねばならないという。攻撃性（「ゲロストライト・コンプレックス」とリビドー性（「リビドー性欲本能」としての劣等性コンプレックス）は、フロイド主義刑事学者の意見によると、暴力犯罪と性犯罪の実行の原因として現れる。フロイド主義的な傾向をもつ現代の刑事学者たちは、最新の医学用語をつかってフロイドの理論のもととも神秘的側面を懸念にばかしながら、科学Ⅱ技術革新の世紀における心理的な「病的文明」の発展を強く観念化しつつ、自らの理念上の指導者をほめたたえている。

資本主義国家において、今日実際、精神病とノイローゼの数は抑え難い程増大しつつある。全世界保健機構の計算によると、ヨーロッパの医療施設に約二百万人の精神病患者が収容されているという。アメリカ合衆国においては各二段ベッドがすべて精神病患者によってふさがっており、一〇人に一人の割合でアメリカ人は何らかの精神疾患にかかっている、と。一九三五年には住民一〇万当り四〇八人の神経Ⅱ精神病患者がいたが、一九六六年にはこの数は、六四二人にまで増大した。イギリスにおいては、約一三万五千人の精神病患者がいる。ユネスコの資料によると、精神神経症施設の患者数に対して、医療施設の外側にも、あれこれの欠陥をもった人間がその二倍存在するという。「これらの人達を入院させることはできない。彼らは『病人』とまでいうにはたりないし、しかし、さればとて健

(65)

康で幸福な生活が可能かというところではないのである」⁽⁵²⁾。科学Ⅱ技術革新によってひきよせられた、生活の高度のテンポ、身体的な受け身による精神の過度の緊張、これらが結局は、住民のノイローゼ化と精神病化への一定の条件をつくっている。しかし、これらの条件は、完全にではないにしても、その顕著な程度において、まさにこの科学的進歩の結果によって遠ざけることの可能なものである。まさにことからは、さように社会主義国家においては進んでいる。そこでは、科学Ⅱ技術革新の成果が成功的に社会主義の優越性と統合されている。

それを別にしても、そして、これが基本的なことであるが、ノイローゼの増大の基本的な原因は、科学Ⅱ技術革新それじたいに伴うものではなくて、資本主義的なその実現形態にある。まさにこれゆえに、科学Ⅱ技術革新によって生みだされた新しい敵対関係が、大部分、そして何よりもまず先に勤労者に否定的影響を示すことになっている。イタリアの社会学者が書いているように、「ノイローゼ——それは、労働者が、今日、独占が利益のたえざる増大を保証することができるように、支払うことを強制されている心理学的な対価である。ノイローゼ——それは、労働者の窮乏化の側面の一つであって、労働者は今日の社会の複雑な条件のもとでは、その精神生活の価値さえ、ノーマルな精神的平穏さえ奪われているのである」⁽⁵³⁾。

クラーク氏の証言によれば、アメリカ合衆国の貧困地区にお

いては、精神的に不健全なものが他の地区の五倍に達しているという。補助金で生活している家庭においては、四人に一人の幼児が精神的に異常であるという。⁽⁵⁴⁾

ここから、ノイローゼ化は、それじたいとしても、また犯罪の条件の役割としても、全くもって社会的な原因、資本主義的搾取をもっているといわねばならない。今日では前世紀と異なり、資本主義的搾取は、その顕著な姿こそとらないが、ますます強化されている。それは、勤労者の肉体的エネルギーではなく、神経的エネルギーをより強く要求している。

したがって、フロイド主義刑事学者たちの犯罪原因のさきのような解釈には、われわれは賛成できないこと明白である。「機械の重圧」とか、人間の法律を非人間化する「技術の法則」とか、憤怒・不満・困惑にとつての「下水道施設」としての、また、大衆の画一化された文化の条件の中の自己肯定としての「フラストレーション」(期待の崩壊)とかいった、一般的な、証拠のない考察については、その欠陥をのべる必要はない。

ついでに指摘しなければならないのは、アメリカ合衆国においてもっとも大きな不安は、人間の生来の劣等性コンプレックスという一般的な意識下の、内容の抽象された不安ではなくして、犯罪に対する全く明確な不安である。尋ねられたアメリカ人の三人に一人は、自分の家の近くを夜散歩することに不安を表明した。犯罪者からの攻撃のこの不安は、自動車事故や医療過誤の不安をさえ上まわっている。

(66)

アメリカ合衆国で噂になったコンラッド・ロレンス氏の「攻撃について」という本は、フロイド主義の概念構成の全くの繰り返しであった。その中で、著者は、「攻撃欲は人間の本性である」という「深遠な」思想を主張している。

犯罪に対するすべての責任を資本主義体制からとりはずし、技術革新時代のノイローゼ化に移しかえようとする典型的な例が、イザヤ・カップ女史の論文「アメリカ合衆国における暴力の原因について」である。攻撃的犯罪の現状を指摘したあとで、彼女はこう書いている。「われわれは、フロイド後の時代の世代であって自己分析の傾向が強い。人間にふさわしくない生活条件に対する責任感情は、前世代の人達よりも遥かに強くなっている」と。⁽⁵⁵⁾

カップ女史は、本気で、人々の都市への移住が「非個性感情」を創り出し、それが「犯罪や反道徳的な行動を助けている」と考えている。技術の発展が、感動の多様性を人間から奪い、人々の間の正常な交際の多様さを奪い、また人間の心理に深い影響を与えている、と。

(67)

このような頭をつかうことのない状況に加えて、密度、家族からの孤独、環境や宗教や自然によって知己となった家族同士の絆(きずな)が結果的に裂けてしまう程の移動、といったものによってよびよせられる神経の緊張をつけたすならば、そして、新しい概念「将来ショック」(明日のショック)を構成しているところの、とぎれることのない新しいものの洪水の心配

の影響を考慮するなら、なぜに現代の人間が適応能力喪失の直接的な脅威にさらされており、そのゆえにたえず神経症患者におちてゆくのか、その理由を理解するのに困難はない⁽⁵⁶⁾、と。

この際、カップ女史は、マートン氏やクラーク氏と同様に、暴力という概念の中に、犯罪も学生の騒動も戦争反対の行進もふくめている。これはブルジョア研究者の「客観性」、「無党派性」という性格にとつてきわめて代表的なことである。

一九七一年九月フランスで行なわれた第一二回国際刑事学会議において主要なテーマとなったのは、科学Ⅱ技術革新下における社会の犯罪の主要な原因としての不適応（不順応）の考察であった。報告の中に鳴りひびいた基本理念は、結局こうであった。つまり、不適応というのは社会の、政治的・行政的・経済的レベルにおいて、また、特別の学問的構造として、基礎づけられるものではない。それは、社会の「技術化」に基礎づけられるのであって、その技術化の現象は、資本主義社会にも、社会主義社会にも、またそれが科学Ⅱ技術革新を拒否するのではない限り、「第三世界」においても現れるという。

ソビエトの心理学は、フロイド主義を、それがコミュニケーション不在・不順応という諸事実を世紀のグローバルな傾向に帰してしまっているということ、また、人類の発展傾向のすべてをこの傾向にのみ帰してしまうという点について、根拠のある批判をしている⁽⁵⁷⁾。

ブルジョア学者は、科学Ⅱ技術革新の犯罪への影響について

の原理的区別を意識的に黙殺しているか、または明白に虚偽を述べている。主要な問題は、ここでも、なぜにアメリカ合衆国において、科学Ⅱ技術革新が破滅的なノイローゼ化や不順応をそれほどまでにひきよせ、そして今度は、それらの現象が犯罪をよびよせているのか。そして、この同じ革新が社会主義の国では同様の社会的結果をなせもたないのか、ということである⁽⁵⁸⁾。ドイツ民主共和国の技術水準の高さは争う余地のない事実である。しかし、この社会主義国家において、犯罪は一九四六年から一九六九年までの間に、一二八%減少した。ドイツ民主共和国では、一九五〇年において、登録された犯罪の住民一〇万人に対する割合は一二五一人であったが、一九六九年には六二〇人になった。半分ちよつと減ったことになる。一様に高い工業化の水準をもったドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国とを比較したとき、犯罪を条件づけているのは、科学Ⅱ技術革新ではなくて、階級的経済的体制であるという命題がとくに明らかになってくる。ドイツ連邦共和国では、一九六九年に住民の三・六五%が犯罪を實行したが、ドイツ民主共和国では、〇・六二%、六倍ちよつともすくないのである。

フロイド主義の概念構成に対するブルジョア犯罪社会学者じんの側からの批判もはげしく行なわれた。例えば、サザーランドとクレッシー両氏は、フロイド氏の基本的な理論命題をとりあげたあと、この理論は、人体測定学的測定なしのロンブゾー理論の続篇であると結論している。彼らは、この理論の批判

をすることを拒否した。なぜなら、彼らの言葉によれば、フロイドの理論は、無神論のための幻想であるからである、と。彼らは、パプロフに続いて、正当にもフロイド主義は科学ではなくて宗教であるとよんでいる。

精神分析の理論は、その実証性がないことで批判されている。彼らの結論はきちんとした統計的・経験的資料に基づけられていない。フロイドの理論は、「無原則的な折衷」であるという批判も根拠をもってなされている。彼は、その自らの理論の中で、論理的・経験のない統計的議論の代りに、たとえと類推が演繹にとって代るような考察方法にかえてしまっており、ガリレイ氏の時代からの科学が忘れられているというのである。⁽⁵⁹⁾

(三) 精神病学的原因論

この理論の基本的なテーゼは、犯罪者は常に精神病学的人格か、または知的に後れた人格のもち主である、ということ。この理論の支持者はその大部分が精神科医であるが、彼らによって、監獄に拘禁されている者に対する、その信憑度において疑わしい諸テストによって、この結果がみちびかれている。犯罪者のすべてか、またはその圧倒的部分が精神病学的な人間か、知的な遅れのある人間であるという結論がひき出されている。

犯罪社会学者は、何よりもまず、「精神病学的人格」とか、「知的な後れをもつ人格」という概念のあいまいさを批判する。例えば、ケソン氏は、多くの文献を研究して、「精神病質」と

いう術語の要件の意義についての区別に、二〇二の事例があったと暴露している。知的な異常さをもつ犯罪者の基準のおれば、研究者が違つと七〇％に達するといふ。⁽⁶⁰⁾

コントロールグループの方法が遵守されていないという点の批判も理由がある。精神病学的原因論の支持者たちによって遵法市民との比較がなされるが、その遵法市民の間では、精神病学的人格者の割合が犯罪者の間での割合と比較して少ないどころか、ある研究では多くさえなっている。また、犯罪原因を研究するのに、監獄という精神的に抑圧され、ストレスの状況にさえある拘禁者を調査することによって行つという方法（彼らによる犯罪の実行後かなりの時間が経過した後で）の妥当性についても批判が加えられている。

精神病学的原因論の支持者は、精神病の九〇％が体細胞的起源ではなく、社会的起源をもつということを忘れている。精神病学者は異常性格者または情緒的な意志面の乱れをもつ者である。社会的に好ましい条件の中におかれた時、彼らは、犯罪を實行しないどころか、すぐれた人格者でありつづけることができる。⁽⁶¹⁾ ソビエトの刑事学者や精神病学者たちの研究は、精神病学的原因論を支持していない。⁽⁶²⁾

(四) 遺伝理論

遺伝理論は、染色体の中に含まれた反社会的行動への傾向性が遺伝によって伝わることに犯罪の原因をみる。

この理論には三つの基本種類がある。家系論（系譜学論）、

双生児論と染色体論である。

家系論は、若干の犯罪者の家系を研究することによって犯罪への傾向性が遺伝によって伝わっていることの証拠としようとする。犯罪者家系においては、彼らの資料によると、常にその家族成員の多くの者が犯罪のために法廷にたっている。この場合に引用される古典的な実例は、アメリカにおけるジュエッコフ家の例である。この家族の子供たちは、総計一二〇〇の窃盗・売春・浮浪の犯罪をおかし、彼らの犯罪活動によりアメリカ合衆国政府の出費は二千五〇〇万ドルにのぼった。

家系による遺伝理論は、反科学的であり、ブルジョア刑事学においても積極的に批判されている。そこでは明らかに大数法則が「働いていない」。アメリカ合衆国において毎年実行される犯罪の数は、二〇〇〇〜二三〇〇万人に達するが、その殆んど一〇〇%に近い犯罪者は自らの家系に法違反者をもっていない。

「家系論」は、ジュエッコフ家とハン家といった古典的な例においてさえ証拠とする訳にはいかない。この家族の一〇〇〇人の成員は一樣な反社会的条件の下で生活していた。サザランド氏のいう犯罪行動の手法による「学習」が、これらの家族の成員の犯罪活動を説明するのに、証拠にもならない遺伝的な犯罪傾向よりも、何倍もよく適切である。

双生児論は、同一の(一卵性の)双生児を同一でない(二卵性の)双生児と比較するという方法で犯罪の遺伝的要因の存在

を立証しようとするものである。量的関係においては多いとはいえない資料によるものではあるが、一卵性双生児は、一卵性でない双生児に比べてはるかにしばしば一樣な犯罪を實行する、と。いわゆる斉合的行為(конкорданное)をとるということが立証されている。例えば、リャザーノフ氏らの資料(アメリカ合衆国一九四一年)によれば、四五の一卵性双生児の中から三五例の犯罪実行者がでており、九七組の非一卵性双生児からは、六事例のみがそうである。クリスチャンセン氏(デンマーク・一九六八年)の研究によれば、一卵性双生児九一例の中で、四八例、五三%が犯罪を實行したし、二卵性一二二組からは二九例、二四%のみがそうであった。⁽⁶⁸⁾

双生児による方法が、あたかも犯罪に対する遺伝的傾向性の確証的なものであるかのようなとり方は、進歩的な遺伝学者・社会学者・心理学者・刑事学者から積極的に争われている。この方法が科学的でないのは、何よりもまず、生物学的要因が社会的要因から切り離されてはつかまれないということからくる。サザランドとクレッシー両氏が書いているように、明らかに同一であるのは、一卵性双生児の系譜学的特徴ばかりではなく(ソビエトの心理学者ルーリエ氏の研究によれば、この場合においてさえ、例えば、記憶力がこれらの双生児において同一なのは、せいぜい学童前の年齢期においてのみであるとい⁽⁶⁹⁾う)、社会的条件の類似性もそうであるということ(家庭の中では両親でさえ彼らをまちがえる)である。

双生児による方法は、生物学的要因と社会的要因とを区別することをしていない結果、いかなる証拠力をも失っている。かりに、一卵性双生児が異なった社会的条件にあるにもかかわらず斉合的な特徴を示し、つまり、一様な犯罪を實行することがあったとしたならば、この方法は一定の注目値するであろう。

別々に教育された一卵性双生児を二〇組についてかつて調査したのはアメリカの社会学者ニューメン氏であった。この研究は、双生児研究方法の正しさを確認するに至らず、却って、それを論駁するものであった。とくにそこには次のような例があげられている。二人の一卵性双生児のゼイムスとリス・ペーラとは、幼児のときから引き離され、お互いに相手のことを知らなかった。ゼイムスは富裕なサラリーマン家庭で教育され、技師となって家庭をもち、遵法市民となった。リスは炭坑夫の家庭で教育を受け、その坑夫は度々酒をのみ、労働の場所をかえた。義務教育も監督も⁽⁶⁶⁾うけずに、リスは早くから犯罪を實行するようになった。

日本においては、東京の裁判心理学の教授である吉益氏が、一卵性双生児二八例、二卵性双生児一八例について自らの二〇年間の（一九四一―一九六一年）観察の結果を公にした。同じような種類の犯罪行為が一卵性の場合六〇％存在するが、二卵性の場合には一一％である、と。ただ、出生後違つた家庭で教育をうけた事例は二組しかない。彼らのうちの一組は斉合的一

(71)

致を示した（しかし、彼らは同時に小学校に出席し、その後も接触をつづけた）。他方の組は、社会的態度における対照はきわめて大きかった。この資料と、「双生児の方法」による彼の同様の研究を引用しながら、マンハイム氏はこう結論している。「一卵性ないし二卵性双生児としての出生という事実は、人間の生活の爾余のその他の出来事の一般的複合と比較すると、殆んどいかなる意味をもっていない」と。⁽⁶⁶⁾

遺伝学者イ・ゴッテスマン氏も、同様に書いている。「同一の遺伝子形をもつ一卵性双生児でさえ、異なった社会的条件の中で彼らが生長する場合には、驚く程の肉体的類似性が維持されていても、それにもかかわらず、異なった精神的人格を形成することが可能である」。⁽⁶⁷⁾

双生児による方法は、その代表性がないという点で科学的ではない。毎年世界中でおかされる数は三千五〇〇万から五千万件に達するが、それについて、一〇〇組の双生児（異なった社会的条件の下で教育される双生児を一として計算して）の研究は証拠力がない。

(72) 双生児による方法は、超階級的であり、非歴史的である。それは、法違反への遺伝的傾向性を証明するものではない。なぜなら、犯罪の概念と反道徳的なことの概念は同一のことではないし、屢々明らかに対立することがあるし、また、人々の二世代三世代の生活の間には、この二つの概念は変化をしてきたし、社会主義体制による搾取体制の更迭にあたっては、それは

原理的に変るからである。人間の遺伝子形 (Homo sapiens) は、すでに四万年このかた本質的な変化なしにづづいていて、ソ連邦における犯罪は革命前と比較すると数倍に減少した。五七年間にソビエト人の遺伝子形はいささかも変化できるものではないことは明白である。しかしこの半世紀間の間にソビエトの市民の道徳と法意識には、巨大な、未曾有の変化があった。他の欧州の社会主義国における犯罪の変化も同様である。

資本主義国家における犯罪のたえざる且つ巨大な増大（毎年九—一七%）は、この社会における市民の遺伝子形における突然変異によって説明することは不可能である。とくに、「ホワイト・カラー」犯罪や組織犯罪の増大に関してそうである。

ア・ア・ゲルツェンゾーン教授は、正当にも書いた、「刑事学的目的からする双生児の研究は、科学的・認識論的に価値をもたない。これらの結論のための資料は統計学的観点からみたとしき不十分であり、またかりにそれが十分に広いものであったとしても、犯罪原因の問題にかなる真相をも明らかにする力をもっていない。考察されている生物学的要因は、研究の対象とされている双生児がおかれているところの社会的条件から完全に切り離されてもってこられていからである」⁽⁶⁸⁾。

いわゆる「染色体理論」という、遺伝理論のもう一つの同種の理論も、より以上の証拠力をもっているものではない。この理論の本質は次の点にある。正常な男性においては、生殖細胞はXYという二つの染色体をもっており、女性においては、X

Xという染色体をもっている。しばしば男性においては (XXY)、女性においては (XXX—XXX—XXX) という補充的染色体に出くわすことがある。いわゆるクライネル症候群といわれるものに。つまり、去勢された体格や知力の減退等々に見られる。例えば、「XO」型の婦人には時として染色体の欠損が現れることがある (シエレシェフスキー—チエルネル症候群—婦人の小さな身長とか、男性のような体格とか等々)⁽⁶⁹⁾。最近では、遺伝学者は男性に余分に「Y」染色体をもったもの (XXY) を発見している。この余分の染色体と同時に攻撃性、知的おくれ、その所有者の体の異常な高さといったものを犯罪原因と関連させようとする議論がでてきた⁽⁷⁰⁾。

この理論は、双生児の方法と同様の欠陥を内在させている。つまり、それは統計的に成り立ち得ないものであり、そこでは、コントロール・グループの方法が利用されていない。それを別としても、その結論は本質的に疑わしいものである。西独の学者ツビンゲルとグロップ両氏は、XXY染色体の帯有者が高度の攻撃性を示すという意見を、自らの研究を行って論破している⁽⁷¹⁾。

「攻撃性」という概念は、それを一義的な、科学的に厳格なものとして認めるには余りにも不確定的なものである。攻撃的行為に走る素質は社会的条件に依存して、あるいは、社会的に有用な「果敢さ」として現れたり、敵意をもった攻撃性として発展したりする⁽⁷²⁾。刑事学者の資料によると、拘禁者の約二%は

何かある遺伝上の異常をもっていているという。この数字は非犯罪者のコントロール・グループにおける遺伝的な傾向性の水準よりも決して高くはない。それを別にしても、幾百万の犯罪、とくに非攻撃的犯罪を説明するには余りにも小さいものである。

遺伝学とかその他の自然科学の中に何らかの発見を求めようとすることについては、レーニン氏が社会現象の生物学化に對してなした評価が確実に信憑性をもって妥当する。「實際、社会現象のいかなる研究も、社会科学の方法のいかなる解明も、これらの概念の助けによって行うことは決してできない。危機・革命・階級闘争等々といったような現象に「エネルギー」とか「生物Ⅱ社会学的」とかのレッテルをはりつけること程やさしいことはない。しかし、このようなやり方で、非生産的で、スコラ的で、活力のないものはほかにない。……生物学的概念をそのまま社会科学の領域に移しこむことは内容のとぼしい美辞麗句に外ならない」。

(四) 体格による気質の理論

体格による気質の理論の基礎には、有名なドイツの医学者エ・クレッチマー氏の学説が据えられている。「身体の構成と性格」という著書の中で彼は、「体質」理論の原理を展開した。その主たる内容は次の点にある。身体の構成と個人の心理的特性とくに性格とは直接的な関連があるということである。ここから、社会的行為も反社会的行為も、きびしく且つ生得的に人間の身体の体格によって決定されることになる。これ程の重大

な結論にとつての基礎にすえられたのは、全部で僅か二六〇人の人間についての研究であった。

イ・クレッチマー氏は、人間の身体の類型を次のような特徴的メルクマールをもつものとして四つに分けている。肥満型（肥えた、ずんぐりした、背の低い、温和な）、細長型（背の高い、やせた、虚弱な）、闘士型（骨組みの強い発達をもち、筋肉質）、成形異常型（つり合いのとれていない体格）。虚弱型は、クレッチマー氏によれば、最も犯罪的な人間の種類である、と。分裂気質の者は、循環気質の者よりもより多く法違反を實行するという。

クレッチマー氏の概念構成は、ドイツ連邦共和国の刑事学に大きな影響を与えた。三〇年代から始まって今までのすべての教科書に、それは、原則として、西ドイツの法理論家に積極的なものとして叙述されている。⁽⁷⁴⁾

クレッチマーの立場は一連のアメリカの生物社会学者たち、例えば、コロンビア大学のシェルドン氏によって補充された。筋肉組織・脂肪組織・骨格組織の相互関係によって、彼はすべての人を、内胚葉形態（肥満型）、中胚葉形態（筋肉Ⅱ骨格型）、外胚葉形態（伸びてやせた身体と神経組織の過度の発達をもつ）に分けている。これらの体形態に照応して、三つの種類の気質や性格がある。否定的な性格特徴から、シェルドン氏によって、犯罪との因果関係が導かれる。

シェルドン・グリック、エリノワール・グリック夫妻もま

た、クレッチマー氏の後継者である。「身体構造と非行少年」という書物の中に次の資料がひかれている。彼によって研究された非行少年の六〇%が中胚葉形態に属していたこと、これは非法違反者におけるその割合三〇%と比較されている。⁽⁷⁵⁾

カナダの刑事学者・医学の教授エレンベルガー氏もまた、系譜学的、統計―算術的、双生児法による、生物形態学的、内分泌学的な研究が、犯罪となつて現れるところの、若干の数の身体構造上・遺伝上の要因の存在を証明していると述べている。

この際、犯罪がより早期のもの、より危険なもの、より規則的なものであればあるだけ、生物学的要因の役割もそれだけ顕著であるという。生物学的要因の中に、彼は、脳の外傷的症状・脳炎・その他の脳の損傷・慢性Ⅱ急性の酪酐・栄養不良・栄養不正常すら数えている。⁽⁷⁶⁾

体格論者の主要なイデーは、犯罪者が非犯罪者から身体的に区別されているということであつて、ブルジョア刑事学の中で一度ならず論破されたものである。何よりもまず、彼らの研究方法と結果が再点検された。統計的な選択やコントロール・グループの規則が守られていないことはこの際すぐに明るみに出た。すべてこの種の研究は拘禁者について行われる。しかし、まず拘禁者がすべての犯罪者を代表している訳ではないこと、第二に、犯罪者の監獄の滞在が彼の体格をかえてしまう。ずんぐりむっくり型の円味は消えうせてしまい、闘士型の筋肉的な堅さは消えてなくなる。コントロール・グループが甚だ恣意的

(75)

に選ばれることもある。例えば、フートン氏は、犯罪者は非犯罪者よりも身体的な成熟度において充分でないということを信じて、コントロール・グループとして、消防夫、学生、病院の患者、海水浴場の主人、その他近づき易い地位にいるその他の人達を、彼は選ぶのである。このような「コントロール・グループ」に関しては、アメリカの刑事学者ジョン・ポウルド氏が強調したように、このグループは、いろんな原因のもとに、人類学的な変化をもつたところの非犯罪市民のあてにならない群集であつた。彼らが何であり、誰であるかということには明らかではない。なぜなら、「彼らを選んだ基準が確立されていないから」である。⁽⁷⁷⁾

シエルドン氏は、コントロール・グループとして、あるボストンの会社の従業員のの中から青年二〇〇人を選んだ。悪意がないとはいえないが、ある有名なアメリカの生理学者がシエルドンの理論に関して指摘したように、これは、「新しい骨相学であつて、そこではお臀のこぶが頭のこぶの代りをつとめていく」と。⁽⁷⁸⁾

ブルジョア学者たちは、グルック氏が指摘したような未成年者や若年者の犯罪者の大部分の身体の健康状況の「秘密」をあげている。通常の大人の犯罪者が犯罪活動に若者をひき入れる時に、犯罪的な仕事にとつて有用な身体的体格をそなえた者を「自然的な選出」でもって行っているというのである。

六 人種理論

人種理論とは、有色人種、とくにアメリカ合衆国においては黒人が（ドイツやフランスでは、ユダヤ人とスラブ人が「おとつた」人種と考えられた）白人よりもよりしばしば反社会的行動に走る傾向があるということから出発する。アメリカにおいては、この理論の積極的支持者はフートン氏である。人種派刑事学者は、黒人と白人との被告人数の統計の比較水準を資料として自らの理論の支えとしている。

すでに何度も指摘したように、白人の四倍もの黒人が監獄に収容されているという官庁統計は、立法者・警察・裁判所の白人と有色人種の同じような犯罪に対する上に述べた差別を裏証するものである。一定の範囲においてこの差別は、黒人の大部分の犯罪にとって客観的性質をもったものである。しかし、その原因は人種的な傾向性にあるのではなくて、アメリカ合衆国における黒人住民の経済的・精神的な搾取の中にある。

(76)

レメルトとロズベルク両氏は、当時ロス・アンゼルス裁判所と検察庁とを調査して、そこに裁判所によって決定される刑事制裁と被告人の人種との間に明白な依存性があることを確定している。重罪によって逮捕された一〇〇人の被検者の中に、有罪判決をうけた者、黒人七・七%、フィリピン人五・七%、メキシコ人五・三%、日本人・中国人三・七%、白人二・七%であった。宣告猶予に裁判所がふした者、メキシコ人八・八%、黒人一〇・六%に対して、白人二三・五%であった。アメリカ合衆国における住民の人種による構成比のことを併せて考える

と、ここにあげられた資料はきわめて多くのことを物語っている。⁽⁷⁹⁾

確率は、白人に比べるとアメリカ黒人にとっては、二倍の大きさでもって社会的に現れることになる。官庁統計によれば、黒人家庭の収入は白人のその二分の一であり、アメリカ合衆国における学生の中で黒人は僅か三%しかない。社会保障制度によって生活扶助をうけている者の四三%は有色人種であり、住民の比重を考え合せると白人の三倍をこえていることになる。

すべてこのことは、客観的な刑事学者にとっては十分に明白な事実とされている。バーンズとティールズ両氏は書いた、「黒人の犯罪が多いとすれば、彼らの白人との悶着をおこす社会的・経済的困窮や条件が著しくそうさせているというべきである」⁽⁸⁰⁾と。

第一二回刑事学者国際セミナーにおいては、次のような問題について基本的な議論が行なわれた。刑事学における生物学的・神経症的側面、刑事学にとっての精神病学の意義、遺伝学・生物形態学・内分泌腺学の刑事学における位置、神経症的概念構成、その生物学的基礎と治療⁽⁸¹⁾ということであった。

ここにとりあげられている問題の一つをとってみただけでも、生物神経症学的な犯罪原因論を暴露することの積極的意義を理解することができる。

- (1) ブルジョア犯罪原因論はソビエトの刑事学文献でますます完全にとりあげられるようになった。参照、例えば、エフ・エム・レシュートニコフ、現代アメリカ刑事学、モスクワ、「法律文献」版、一九六五年、「アメリカ合衆国「犯罪現象と政治」、モスクワ、「思想」版、一九七二年。
- (2) H. Mannheim, *Comparative Criminology*, London, 1965.
- (3) T. Hirshi and H. Selvin, *Delinquency Research*, N. Y., 1968, pp. 21—22.
- (4) 参照、エヌ・エフ・ナウモヴァ、西欧社会学の発展の若干の特徴、「哲学の諸問題」誌、一九六八年一号。
- (5) H. Mannheim, *Comparative Criminology*, p. 192.
- (6) T. Hirshi and H. Selvin, *op. cit.*, pp. 17—18.
- (7) H. Mannheim, *op. cit.*, p. 201.
- (8) R. Quinney, *Social Reality of Crime*, p. 6.
- (9) H. Mannheim, *op. cit.*, p. XXIII.
- (10) 参照、ア・エム・ヤコブレフ、犯罪と社会心理学、モスクワ、「法律文献」版、一九七一年七八頁。
- (11) 参照、詳細は「刑事学の発展における若干の傾向について(第六回国際刑事学会議資料のために)」、モスクワ、一九七三年。
- (12) 犯罪予防と犯罪者処遇の国連第四回国際会議資料、京都、日本、一九七〇年八月一七—二六日。
- (13) V. Stanciu, *La criminologie à Paris*, Paris, 1968, pp. 347—349.
- (14) 「科学技術革新と社会主義」、モスクワ、「科学」版、一九七三年。
- (15) E. Sutherland and D. Cressy, *op. cit.*, pp. 77—121.
- (16) ドナルド・クレッシー、理論の発展・分化的関連の理論、「犯罪社会学」、八八一—〇五頁参照。
- (17) エ・デュルケーム、自殺、サンクト・ペテルブルグ、一九一二年。
- (18) ロバート・マートン、社会構造とアノミー、「犯罪社会学」、一九九—三三三頁。
- (19) 参照、ベ・エス・ニキロホフ、アメリカ合衆国における犯罪現象—数字の意味とアノミー的異端について、「新世界」誌、一九七一年一一号、一七四—一七五頁。
- (20) Edwin M. Schur, *Our Criminal Society*. Englewood Cliffs, N. Y., 1969.
- (21) 参照。ア・チェルヌイシェフ、ヴェ・プローニン、超スター達は何を語ったか、「文学新聞」一九七三年三月一四日。
- (22) R. Clark, *Crime in America, Observation on its*

- Nature, Causes, Prevention and Control, N. Y., 1971. 本書の書評として、ベ・エス・ニキロホフ、ラムセア・クラーク著、「アメリカ合衆国、経済・政治・イデオロギー」誌、一九七二年三号、一〇二—一三頁参照。本書の簡単な内容は、「人間と法」誌、一九七三年一号、一〇六—一四頁に紹介されている。
- (23) R. Clark, *op. cit.*, pp. 17—18, 57—67, 341.
- (24) トールステン・セリン、犯罪原因についての社会学的接近、「犯罪社会学」、二七—二八頁。
- (25) J. Pinatel, *La Criminologie*, p. 71.
- (26) マルクス・エンゲルス全集、二三卷七七〇頁、註二五〇参照。
- (27) 一九六九年六月一七日モスクワにおいて共産党・労働者党の国際会議において採択された基本文書「共産党・労働者党・全反帝勢力の現段階における帝国主義に対する闘争と統一行動の課題」、「コムニスト」誌、一九六九年九号一三頁。
- (28) ア・ア・ガルキン、資本主義の構造とブルジョア社会学、「哲学の諸問題」誌、一九七二年八号六三—七三頁。
- (29) A. Schönke, *Strafgesetzbuch, Kommentar*. München-Berlin, 1949, S. 130, II.
- (30) 「アメリカ」、一九七二年一月号。
- (31) J. Pinatel, *La criminalité dans les différents cercles sociaux*. 《Revue de science criminelle et de droit pénal comparé》, 1970, No. 3, p. 679.
- (32) E. Sutherland, *White-colour crime*, N. Y., 1949.
- (33) ア・エス・ニキホロフ、ホワイト・カラー犯罪。「アメリカ合衆国—犯罪と政治」、モスクワ、「思想」版、一九七二年九六頁。
- (34) 「ニュールンベルグ裁判」第一卷、モスクワ、「法律文献」版、一九六五年六七頁。
- (35) J. Pinatel, *La société criminogène*, Paris, 1971, p. 34.
- (36) V. Stanciu, *La criminalité à Paris*, Paris, 1968, pp. 347—350.
- (37) R. G. Caldwell, *Criminology*, pp. 220—277.
- (38) イ・ヴェ・ヴォルコフ、戦後数年におけるソビエト農民の労働功績、モスクワ、「思想」版、一九七二年一五一—一七、二一六頁。
- (39) レーニン全集、四一卷一〇八頁。
- (40) 参照、ア・エヌ・シチェロコフ。共産主義の建設と法秩序の強化、「コムニスト」誌、一九七二年八号五四頁。
- (41) 《Revue de science criminelle et de droit pénal

- comparé », 1972, No. 2, p. 460.
- (42) レーニン全集、一八卷三六三—三六四、三八〇頁参照。
- (43) 《Criminologie en action》, X^{VI}-ème cours international de criminologie, Montréal, 1968.
- (44) レーニン全集、二七卷三四四頁参照。
- (45) J. Pinatel, *La Criminologie*, p. 158.
- (46) J. Pinatel, *La Criminologie*, p. 163.
- (47) エフ・デ・レビトフ、攻撃性についての心理状況、「心理学の諸問題」誌、一九七二年六号一六八頁からの引用。
- (48) ア・ゲルチェンゾン、もともと新しい生物心理学的刑事学 (J. Pinatel, *Criminologie, Traité de droit pénal et de criminologie par Bouzal et J. Pinatel*, t. III. Paris, 1963 の書評) 「法律学」誌、一九六八年一号一二六頁。
- (49) 詳細はヴェ・エス・シクローノフ、ドイツ連邦共和国の刑事学、シンスク、一九六九年参照。
- (50) E. Schur, op. cit., p. 61.
- (51) 詳しくは、エフ・エム・レシェートニコフ、現代アメリカ刑事学、一三六一—一五五頁、エム・デ・シャルガロドスキー、現代ブルジョア刑事学批判論文集「精神的危機の圧迫の中で」、レニングラード、一九六六年
- 一九三一—一九六頁、ゲ・ウェールズ、パブロフとフロイド、モスクワ、*M.L.* 一九五九年、エフ・ヴェ・バッシン、無意識の問題、モスクワ、「医者」版、一九六八年を参照。
- (52) ユ・アレクサンドロフ、人は狂気に勝つ、モスクワ、「ソビエト・ロシヤ」誌、一九六八年一二二頁。
- (53) 「アメリカ合衆国—偉大なものが病人へ」七二頁から引用。
- (54) R. Clark, *Crime in America*, N. Y. 1970, p. 109.
- (55) イ・カップ、アメリカ合衆国における暴力の原因について、「アメリカ」誌、一九七二年一号一四頁。
- (56) イ・カップ、アメリカ合衆国における暴力の原因について、「アメリカ」誌、一九七二年一号一五頁。
- (57) デ・ベ・パルイギン、社会Ⅱ心理学理論の基礎、モスクワ、「思想」版、一九七一年三三八—三三九頁。
- (58) 「刑事学発展の若干の傾向について（第六回国際刑事学会議資料）」モスクワ、一九七三年三一—三五頁。
- (59) ゲ・ウェールズ、パブロフとフロイド、五八九頁。
- (60) E. Sutherland and D. Cressey, op. cit., pp. 161—162.
- (61) イ・カ・クラスヌーシキン、犯罪者—精神病質者、モスクワ国立大学出版、一九二九年を参照。

- (62) エヌ・エス・レイキナ、犯罪者の人格と刑事答責性、レニングラード大学出版、一九六八年、オ・エ・フレイエロフ、犯罪のいわゆる生物学的側面について、「ソビエト国家と法」誌、一九六六年一〇号、ゲ・モロゾフ、病因論における生物学的要因と社会的要因との役割、裁判精神病的側面における考察に際しての精神病質の批判、「神経症及び精神病質の第五回全連邦会議資料」モスクワ、一九六九年一七五—一八〇頁、エヌ・エフ・クヅネツォワ、モスクワ市における一九二三—一九六八/六九年の犯罪の比較刑事学的研究、「社会主義的合法性」誌、一九七一年六号。
- (63) ヴェ・エフロイムソン、系譜学的利他主義、「新世界」誌、一九七一年一〇号二一〇頁。
- (64) 「哲学の諸問題」誌、一九七二年九号一〇九頁、「社会主義的合法性」誌、一九七四年一号七六—七七頁。
- (65) イ・イ・カネーエフ、双生児と遺伝学、モスクワ、「科学」版、一九六八年二五頁参照。
- (66) H. Mannheim, *op. cit.*, p. 204.
- (67) エヌ・ペ・ドゥービニン、人間の遺伝の哲学的、社会的側面、「哲学の諸問題」誌、一九七一年一号、三七頁。
- (68) ア・ア・ゲルツェンゾーン、ネオ・ロンブローゾー主義と現代ブルジョア刑事学の危機、「ソビエト国家と法」誌、一九六五年一号九九頁。
- (69) ユ・イ・アフアナシエフ、ヴェ・ヴェ・コロレフ、エ・エフ・コトフスキー、細胞核・細胞と細胞遺伝学の若干の問題、モスクワ、一九七〇年一六頁参照。
- (70) 「自然」誌、一九六九年一号二二—二二頁。
- (71) F. Bschor, C. Rose, *Formen menschlicher Aggressivität*, 《Monatschrift für Kriminologie und Strafrechtreform》, 1971, Nr. 2, S. 90.
- (72) エヌ・デ・レビトフ、攻撃の心理的状况、「哲学の諸問題」誌、一九七二年六号一七頁。
- (73) ベ・イ・レーニン、全集、一八卷、三四八頁、三四九頁。
- (74) 詳細については、ヴェ・エス・シクノフの前掲書五一—六五頁参照。
- (75) 詳細については、エフ・エム・レシエトニコフの現代アメリカ刑事学一〇九頁—一一七頁参照。
- (76) H. Ellenberger, *Aspects biologiques et psychiatriques de la criminalité*, 《Criminologie en action》, Montreal, 1968, pp. 45—78.
- (77) E. Shur, *Our Criminal Society*, p. 57 からの引用。
- (78) 同上、五八頁。
- (79) E. Sutherland and D. Kressey, *op. cit.*, pp. 684

—685.

(80) エフ・エム・レシエートニコフ、現代アメリカ刑事学
三八頁より引用。同様に、ゲ・ア・ズロービン、一般
刑事犯罪、論集「アメリカ合衆国—犯罪と政治」参
照。

(81) 《Criminologie en action》, X^{VI}—ème cours
international de criminologie, Montréal, 1968,
p. 397.

(未完)